

**本條ノ大意** 本條モ結果犯ニシテ重キニ從テ處斷スベキヲ定メタリ  
 本條ノ適用ハ前三條ノ犯罪ガ成立シ然モ其結果人ノ死傷ヲ生ジタル場合ニシ  
 テ此結果ガ生セズバ本條ハ適用ナシ  
 其處分ハ各其傷害ノ罪ト比較シ重キ方ヲ適用スベキモノナリ  
 死傷ハ後ニ述ベシ

**第四百四十六條** 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其  
 水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二  
 年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又  
 ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

**本條ノ大意** 本條「因テ人ヲ以テハ結果犯ノ規定ナリ第四百四十三條第百  
 四十四條及ヒ第四百四十五條ヲ比較對照セバ本條ノ罪ハ明カナルベシ故ニ説明  
 ラ略ス

**第四百四十七條** 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅

塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

**本條ノ大意** 本條ハ水道ニ因ル飲料水ノ使用ヲ妨害スル罪ナリ第百二  
 十三條ノ水利妨害罪ト對應ス  
 本條ノ罪ハ成立要件ハ

- (一) 被害物ハ水道ナルコト
  - (二) 其水道ハ公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ナルコト
  - (三) 損壞又ハ壅塞シタルコト 犯人ニ此意思アリテ實行シタルコトヲ要スル  
 ヤ勿論ナリ
- 前ニ屢々説明セシ所ト同ジキ故説明セズ

**第十六章 通貨偽造ノ罪**

本章ハ通貨ニ關スル罪ニシテ偽造ノミニ上ラズ變造行使輸入交付又ハ銀行  
 券ニ關スル是等ノ規定等ナリ  
 法律ガ此犯罪ヲ認ムルハ政府ノ獨占權ヲ觀スコト及ヒ個人ノ財産上ノ利益

ヲ保護シ強制通用力ノ信憑ヲ爲サシムル等ニアリ

第四百四十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス。偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ。

本條ノ大意 本條ハ一定ノ目的ヲ以テ通貨、銀行券ノ偽造、變造又ハ是等

ノ行使、交付輸入ニ關スル處罰規定ナリ

本條ノ罪ノ構成要件ハ

偽造、變造罪ノ成立要件ハ

- (一) 內國通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ナルコト
- (二) 偽造又ハ變造シタルコト
- (三) 行使スルノ目的ヲ以テ(遠因)セルコト

之ナリ

行使、交付輸入ニ關スル犯罪ノ成立要件ハ

- (一) 偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ナルコト
- (二) 行使シタルコト
  - 又ハ行使ノ目的ヲ以テ人ニ交付シタルコト
  - 又ハ行使ノ目的ヲ以テ輸入シタルコト

右ノ一ニ該當セザルコト

之ナリ

(註解)

第一 通貨 通用ノ貨幣、紙幣トハ通貨ノ義ナリ、通貨トハ交換ノ手段トシテ國家ノ認ムル物件ナリ、法規ヲ以テ之ヲ定ム。

貨幣ハ金屬ヲ以テ作ラレタル通貨ニシテ紙幣ハ紙ヲ以テ作ラレタル通貨ナリ、兌換券ハ紙幣ニアラズ。

第二 銀行券 ハ法令ニ依據シテ銀行ヨリ發行スルモノニシテ金貨ニ兌換スベキ物件ナリ、本條ノ銀行券ハ兌換券ヲ稱スルコト明カナリ、日露戰役當時ノ



本條ノ大意 本條ハ内國ニ於テモ通用スル外國ノ通貨銀行券ニ關スル規定ナリ

本條第一項ノ犯罪成立要件ハ

- (一) 行使ノ目的ヲ以テセルコト
- (二) 内國ニ流通スル外國ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ナルコト
- (三) 偽造又ハ變造シタルコト

第二項ノ犯罪成立條件ハ

- (一) 内國ニ流通スル外國ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル物件ナルコト
- (二) 行使シ

又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ輸入シタルカノ一ニ該當スルコト  
之ナリ

本條ニ流通スルト稱スルハ強制通用力アルモノヲ意味スルニアラザルハ明カナルモ法規ノ通用ヲ認メタルモノニ限ルヤ否ヤ舊刑法ニハ通用ナル文字ヲ用ヒタルモ刑法ハ流通ナル文字ヲ以テセルヨリ見レバ之ヲ廣ク解釋シ法規ノ認ムルモノハ勿論其以外ニ於テモ事實上内國ニ流通スルモノハ包含スルモノトスルハ至當ノ解釋ナルベシト信ズ

第五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造變造ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意

前ニ述べタル交付ハ其賣買ニヨリテセルト贈與ニ由レルトヲ問ハザルモ行使ニアラザルコトヲ要ス本條ハ其交付ヲ受ケタルコトヲ以テ犯罪トナルモ一定ノ目的ヲ有セザル時ハ本條ノ罪ハ成立セズ

- (一) 行使スル目的ヲ以テセルコト
- (二) 偽造變造ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ナルコト
- (三) 取得シタルコト

之ナリ

取得ハ受ケ取リタルコトニシテ所持ヲ得タルヲ云フ

本條ハ何等ノ明文ヲ認メザルモ條文ノ排列上内國ニ流通スル外國貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ偽造變造シタル物件ノ取得ニモ適用アルモノナリ

第一百五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(説明ヲ略ス)

第一百五十二條 貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル後其偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ下スコトヲ得ス

本條ノ大意 本條ハ取得後其偽造變造ナルコトヲ知ルニ拘ラズ之ヲ行使シタル場合等ヲ處罰スル規定ナリ故ニ偽造變造ナルヲ知リテ取得シ後行使シタルガ如キハ第四百四十九條第二項ニ因テ罰スベキモノナリ

本條ノ罪ノ構成要件ハ

(一) 知ラズシテ偽造變造ノ貨幣紙幣銀行券ヲ取得シタルモノナルコト

(二) 後偽造變造ナルコトヲ知りタルニ拘ラズ

(イ) 行使シタルコト

(ロ) 行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタルコト

之ナリ

本條モ内國ニ流通スル外國ノ通貨銀行券等ニ關シタル場合ニ適用アルヤ否ヤ明言セザルモ適用アルベキモノナルハ前ニ述べタル所ト同一ノ理由ニヨリ知り得ベシ

名價トハ其偽造又ハ變造物件ノ表面ニ表示セラレタルノ價格標尺ヲ稱スルナリ然レドモ變造ノ如キハ必ズシモ其名價ヲ變ゼズシテ爲シ得ルモノナリ

第一百五十三條 貨幣紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ或場合ノ偽造變造ノ豫備ヲ罰スルノ規定ナリ  
本條ノ犯罪ノ構成要件ハ

(一) 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ニ出デタルコト、即チ遠因ヲ要件トスルニアリ

本條モ前ニ述べタル如ク内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣、銀行券ヲモ除外スルヲ得ズ

(二) 器械又ハ原料ヲ準備シタルコト

此器械又ハ原料ハ固有ノ性質ニ於テ然ルモノ、ミヲ云フニアラズ是等犯行者ノ主觀的觀念ニ於テシ然モ尙ホ是等ノ用ニ供シ得ベキモノタレバ可ナルモノトス  
之ナリ

此以外ノ豫備行為ハ罪トナラズ

又是等ノ正犯ヲ幫助スル者ハ從犯トシテ處罰セラル、ナリ

### 第十七章 文書偽造ノ罪

本章ハ文書ヲ偽造シタル罪ノ規定ナルガ其公文書タルト私文書タルトヲ問ハズ

文書ハ言語又ハ之ニ代ハルベキ符號ヲ以テ故ニ繪畫ヲ除ク或物品ノ上ニ附着セシメタル思想ノ説明ナリ故ニ木札名札ノ如キハ思想ノ説明ニアラザル以上文書ニアラズ繪畫ハ單純ナル場合ニ文書トナラズト雖モ或思想ヲ發表スル殊ニ證據トナルベキ圖面ノ如キハ文書ナリト云フニ妨ゲナカルベシ  
本章ハ文書ノミナラズ圖畫ノ場合ヲモ特ニ規定セリ

### 第一百五十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽國璽若クハ御名ヲ使用

シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

御璽國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造シタル者亦同シ

本條ノ大意

本條ハ詔書其他之ニ類スル文書ノ偽造變造ニ關スル罪ナ

リ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 偽造罪ハ

(イ) 行使ノ目的ヲ以テスルコト

(ロ) 詔書其他之ニ準ズベキ文書ヲ偽造スルコト

(ハ) 其文書ニハ御璽國璽若クハ御名ヲ使用シタルコト

以上ハ資格ナクシテ真正ノ御璽國璽等ヲ使用シタル場合ノ犯罪ナレバ一般ノ者ハ犯シ得ル罪ニアラズ

策二ノ偽造罪ハ

(イ) 偽造シタル御璽國璽若クハ御名ヲ使用シタルコト

(ロ) 詔書其他之ニ準ズベキ文書ヲ使用シタルコト

(二) 變造罪ハ

(イ) 御璽國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタルモノナレコト

(ロ) 詔書其他之ニ準ズル文書ナルコト

(ハ) 變造シタルコト

之ナリ

(註解)

第一 詔書<sup>△</sup>ハ天皇ノ御名ヲ以テ作成セラル、文書ナリ其形式ハ公式令ニヨリ定マレリ

第二 御璽<sup>△</sup>國璽<sup>△</sup>御璽<sup>△</sup>ハ天皇ノ御印ニシテ國璽<sup>△</sup>ハ日本帝國ノ印章即チ印顯ナリ

第三 御名<sup>△</sup> 天皇陛下ノ御名ヲ云フ

第四 押捺<sup>△</sup> 印影ヲ表顯セシムルヲ云フ

第一百五十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若

クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若ク

ハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若

クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若ク

ハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ  
 前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作りタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

**本條ノ大意** 本條ハ偽造變造ノ罪ナルガ偽造ニ有形ノ偽造、無形ノ偽造ナル語アリ前者ハ資格ヲ偽リ又ハ既存文書ニ變更ヲ加フル如キヲ云フ即チ文書ニ現ハレタル物質自体ニ偽アルナリ後者ハ自己ノ氏名ヲ用ヒテ自ラ文書ヲ作成スルニ其文書ノ指示スル事項ヲ偽ルカ又ハ資格アル者ニ虚偽ノ申立ヲ爲シ事實ニ相違シタル文書ヲ作ラシムルヲ云フ  
 本條第一項前段ハ有形ノ偽造ニシテ其目的及手段ニヨリテ處罰セラル即チ其

犯罪ノ構成要件ハ

(一) 行使ノ目的ヲ以テセルコト

(二) 公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタルコト盜用シタルガ如キ之ナリ

(三) 其公務所又ハ公務員ノ作成スル權限アル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタルコト之ナリ

本罪ニ付キ一言スベキハ印章署名ハ真正ノモノタルヲ要スルコトニシテ又偽造シタル文書圖畫ハ其印章署名ヲ使用セラレタル公務員ノ權限内ノモノナルヲ要スルガ故判事ノ署名ヲ以テ郡長ノ權限ニテ作成スベキ文書ヲ作製スルハ本罪ヲ構成セズ

第一項後段ノ犯罪ハ前述ノ第二要件タル公務所又ハ公務員ノ印章署名ガ偽造物ナルヲ要スルノミ  
 本條第二項ノ偽造罪ノ構成要件ハ



(一) 公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖書ナルコト  
(二) 變造シタルコト  
之ナリ

前二項ハ印章署名アル場合ノ偽造變造ナリ第三項ハ是等ナキ場合ノ偽造變造ノ罪ナリ、端書切手ノ如キハ本條ニ入ル其構成要件ハ、偽造罪ハ

(一) 公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書圖書ナルコト

(二) 其文書圖書ニハ公務所又ハ公務員ノ印章又ハ署名ナキモノナルコト

(三) 變造シタルコト  
之ナリ 變造罪ハ

(一) 公務所又ハ公務員ノ作リタル文書圖書ナルコト

(二) 其文書圖書ニハ公務所又ハ公務員ノ印章署名ナキコト

(三) 變造シタルコト  
之ナリ

偽造、變造ノ意義ハ前ニ述べタル所ヲ参照スベシ

署名ハ自己ガ自己ノ姓名ヲ書スルヲ云フモノナルモ(自己ノ書シタル姓名ヲ其儘或器具ヲ以テ表顯セシムルモ亦署名ト云フヲ得ベシ)

第一百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖書ヲ作り又ハ文書若クハ圖書ヲ變造シタルトキハ印章署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

本條ノ大意

本條ハ前述セル所謂無形ノ偽造ニシテ文書又ハ圖書ヲ作成スル資格ヲ有スルモ、此資格ニ於テ虚偽ノ作成ヲ爲シ又ハ變更ヲ爲スガ如キナリ例ヘバ官立學校長ガ卒業セザル生徒ニ卒業證書ヲ授與スルガ如シ、本條ノ説明ハ前二條ヲ参照セバ明カナルベシ

第一百五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ノ大意 本條モ亦無形ノ偽造ナリ

本條ノ犯罪成立條件ハ

- (一) 公務員ニ對スルコト
- (二) 虚偽ノ申立ヲナシタルコト
- (三) 記載ヲ爲ス權限ヲ有スル公務員ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタルコト
- (四) 記載物件ハ權利義務ニ關スル公正證書ノ原本、免狀鑑札又ハ旅券ナルコトヲ要シ其他ノモノニハ適用ナシ

第五十八條 前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書

若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ノ大意 本條ハ行使罪ナリ説明ヲ要セズ唯刑ノ適用ハ行使シタル文書又ハ圖畫ノ偽造變造者等ト同一タルベキモ本條ノ罪トシテ刑ヲ科セラレ、ナリ

第五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ變造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利義務又ハ

事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ  
前二項ノ外權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫  
ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ  
罰金ニ處ス

**本條ノ大意** 本條ハ私文書圖畫ニ關スル罪ノ規定ナリ其内容ハ偽造變  
造ノ罪ニシテ又印章署名ヲ偽造シテ使用セルト然ラザルトアリ

本條ノ罪ノ構成要件ハ前ニ述ベタル所ヲ參照セバ明瞭ナルベキ故唯其手段及  
ビ文書圖畫ノ性質ヨリシテ區別スレバ左ノ如シ

權利義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ナルコトヲ要スルハ言ヲ待タ  
ズ

第一項前段ノ罪ハ他人ノ印章署名ヲ用ヒテ偽造ヲナスモノ故其印章署名ハ眞  
正ノモノタリ例ヘバ盜用濫用等之ナリ

第一項後段ノ罪ハ偽造シタル印章署名ヲ使用シテ偽造ヲナスニアリ

第二項ハ變造ノ罪ナリ

第三項ハ印章署名ナキ偽造變造ノ罪ナリ

**第六十條** 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書檢案書又ハ死亡  
證書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五  
百圓以下ノ罰金ニ處ス

**本條ノ大意** 本條ハ醫師ノ犯罪ノ一ナリ

本條ノ犯罪ノ構成要件ハ

- (一) 醫師タルコトヲ要ス
- (二) 公務所ニ提出スベキ文書タルヲ要ス故ニ保險會社等ニ出スベキモノハ包  
含セズ
- (三) 診斷書檢案書又ハ死亡證書ニ限ル
- (四) 虛偽ノ記載ヲ爲シタルコトヲ要ス  
之ナリ

第六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造シ若クハ變造シ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ス  
前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ノ大意 本條ハ私文書ノ行使罪ナリ  
本條ハ罪ハ成立要件ハ

- (一) 前二條記載ノ文書又ハ圖畫ナルコト
- (二) 之ヲ行使シタルコト

本條ノ處分ハ其行使シタル文書又ハ圖畫ヲ偽造變造又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處セラルベシ

### 第十八章 有價證券偽造ノ罪

本章ハ有價證券ノ偽造變造行使ノ罪ノ規定ナリ

有價證券ノ何タルヤハ議論アルモ其證券面ニ記載セラレタル權利ガ證券自体ト共ニスルニアラザレバ利用スルヲ得ザル性質ノ證券ヲ云フモノナリ  
第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書官府ノ證券會社ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虛偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ偽造變造ノ罪ナリ

本條ハ罪ハ構成要件ハ

- (一) 行使ノ目的ヲ以テスルコト
- (二) 有價證券ヲ偽造變造又ハ有價證券ニ虛偽ノ記入ヲ爲シタルコト

有價證券ノ例ハ公債證書官府ノ證券會社ノ株券手形小切手倉庫證券船荷證券

等多シ又銀行ヨリ發行スル債券類モ本條ノ有價證券ナリ  
本條第二項ハ一見スレバ證券ノ變造ナルガ如キモ然ラズ證券ニハ證券ニ具備  
セザレバ證券タルノ效力ナキ部分ト單ニ記載シ得ルモ必要事項ニアラザルト  
アリ、記名證券ヲ讓渡スル場合ニ虛偽ノ裏書ヲナスハ變造ニハアラズシテ本條  
第三項ニ該當スベシ

第六十三條 偽造變造ノ有價證券又ハ虛偽ノ記入ヲ爲シタ  
ル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ  
若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ノ大意 本條ハ偽造變造ノ有價證券行使ノ罪ナリ  
本條ノ犯罪成立要件ハ

- (一) 偽造變造ノ有價證券又ハ虛偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ナルコト
- (二) 行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ交付シ若クハ行使ノ目的ヲ以テ輸入シタル

コト  
之ナリ

### 第十九章 印章偽造ノ罪

本章ハ印章ノ偽造ヲナス罪ナリ

印ニ印顆ト印顆トアリ、印顆ハ或物体ノ一面ニ存在スル一定ノ形狀ヲ他物体  
ニ押捺シテ常ニ一定ノ影跡ヲ現出セシメ或ル事實證明ノ用ニ供スルモノニ  
シテ、印影ハ印顆ヲ押捺シテ顯ハス影跡ナリ  
舊刑法ノ印ニ付テハ印影ノ意ナリトシ或ハ印顆ノ意ナリトスル論アリキ、刑  
法ニ於テハ印章ト稱スルハ印影ヲ指稱スルモノナリト信ズ  
印影ハ一定ノ形体アル物件ニヨリ押捺スルヲ要セズ唯之ヲ顯ハシ得レバ足  
ルモノナリ

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シ  
タル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ御璽、國璽、御名ノ偽造不正使用偽造ノ是等ノ物使用ノ三ヲ規定ス、更ニ進ンデ詔書其他之ニ類スベキ文書ヲ作成セバ前章ノ罪トナル本條ノ犯罪ノ構成要件ハ

(一) 行使ノ目的ヲ以テスルコト

(二) 御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シタルコト之レ偽造罪ナリ行使罪ノ要件ハ

(一) 御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用スルカ

(二) 又ハ偽造シタル御璽、國璽又ハ御名ヲ使用スルカ

不正ノ行使トハ御璽、國璽、御名ヲ尙藏スル者ニシテ又給スルモノガ濫用スル場合ヲ云フ其場合ハ公式令ヲ参照スベシ

第一百六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ前條ニ準スベキモノニシテ唯印章署名ガ公務所又ハ公務員ノモノニ關スル等ノ差アルノミ、故ニ前章ヲ参照セラルベク説明ヲ略ス

第一百六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ公務所ノ記號ニ關スル犯罪ナリ

記號ハ公務所自身ヲ指示スル爲メ自身ノ署名ニ代ヘ若クハ之ニ附記スル符牒ナリ

記號ハ一定セルモノナリ然ラザレバ偽造行使等ノ問題ヲ生セズ

第六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者交同シ

本條ノ大意 本條ハ前條ニ準ズベキモノ其印章署名ガ私人ニ關スルモノタルニ止マル敢テ説明ノ要ナカルベシ

第六十八條 第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項及ヒ前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ハ未遂ヲ罰スル規定ナリ説明ヲ略ス

### 第二十章 偽證ノ罪

證人タルノ義務ハ一般人ニ認メラレ唯特定ノ者ニハ此義務ヲ免除スルコトアリ

本章ハ宣誓シタル證人ガ偽證虛偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタル場合ノ犯罪ナリ

宣誓ハ法律ニ定メラレタルコトヲ要シ其他ノ宣誓ハ法律上宣誓ニアラズ從テ本章ノ罪ヲ構成セズ然レドモ法律ニ規定セラレタルモノナル以上ハ民事タルト刑事タルト行政ニ屬スルモノタルトヲ區別セズ又裁判所内ナルト否トヲ問ハザルモノトス

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 偽證ノ罪ノ規定ニシテ其構成要件ハ左ノ如シ  
(一) 法律ニ依リ宣誓シタルモノナルコト

故ニ命令ヲ以テセル宣誓ハ含マザルナリ、

(二) 宣誓シタル證人ガナシタルコト

(三) 虚偽ノ陳述ヲ爲シタルコト  
之ナリ

(註解)

第一 宣誓<sup>△</sup>ハ證人ノ訊問前ニ於テ眞實ナル事實ヲ供述スベキ旨ヲ約束スル  
誓ニシテ法律上負ハサレタルモノナリ

第二 證人<sup>△</sup>ハ實驗シタル過去ノ事實ニ付キ報告ヲ爲スベク法律上要述セラ  
レタル人ヲ云フ、證人タルノ義務ハ一般人ノ負フ所ナルモ證人トナルニハ法  
律ニ依據シテ要求セラレテ始メテ證人トナル例ヘバ日本人ハ總テ裁判所ニ  
於テ證人トナルノ義務ヲ負フモ例外アリ誰ガ證人ナリヤト云ハバ是等ノ日  
本人ニアラスシテ此中ニ於テ證人トシテ出廷ヲ命ゼラレタル者ノミガ證人  
ナリ

第三 虚偽<sup>△</sup>ハ實在セザル記憶ヲ構造シ又ハ實在スル記憶ヲ掩蔽シ若クハ之  
ヲ變更スルヲ云フモノナレドモ必ズシモ眞正ノ事實ナラザルベカラザルニ  
アラズ自己ガ眞正ナリト信ズル事實ヲ述ブレバ可ナルモノニシテ若之ガ自  
己ノ思ヒ違ヘアリトスルモ罪トナラズ

第四 陳述<sup>△</sup>ハ意思ノ表示ナリ其證言スベキ事實ヲ其命ゼラレタル場所ニ其  
人ニ對シ發表スルヲ云フ

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確  
定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除  
スルコトヲ得

本條ノ大意 本條ハ一定ノ事件ニ付キ眞正ノ事實ヲ發見セントスルニ  
勤ムルモノニシテ虚偽ノ陳述ヲ爲スモ確定前ニ自白セバ其刑ヲ減免シ其自白  
ヲ獎勵スルニアリ  
本條ノ適用ヲ受クル要件ハ



（一）宣誓シタル證人が虚偽ノ證言ヲナシタルコト  
（二）其證言セル事件が裁判確定セザル前又ハ懲戒處分前ニ自白シタルコト  
之ナリ

自白ハ自首ト異ナル自首ハ犯罪ヲ官ニ申告スルモノナルモ、自白ハ事實ヲ官ニ告グルナリ自首ハ自己ノ犯罪事實ニ付キテ爲スモ自白ハ犯罪事實ニ關スルト否トヲ問ハス證言ヲ爲シタル虚偽ノ事實ヲ真正ノ事實ニ變更陳述スルモノナリ、單ニ虚偽ノ陳述ヲ虚偽ナリトシテ取消スモ更ニ進ンデ其事實ヲ陳述セザレバ證言ヲ拒ムモノトナル、證言ヲ拒ムハ偽證ト云フヲ得ズ然レドモ偽證ハ不作爲ニヨリ行ハレ得ベシ

第一百七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

**本條ノ大意** 本條ハ鑑定人通事が犯ス犯罪ナリ、説明ノ要ナシトハ一定ノ場合ニ命ゼラル、モノニシテ其場合及ビ宣誓方式ハ刑事訴訟法第百條及第百一條等ヲ参照スベシ

鑑定人<sup>△△</sup> ハ一般<sup>△△</sup>人ノ知ラザル特別智識能力ヲ有スルモノニシテ鑑定人ト命ゼラレタルモノナリ  
鑑定人ハ鑑定ヲ爲シ通事ハ通譯ヲナス其爲スコトニ付キ宣誓ヲ用フルト用ヒザル場合トアリ之ヲ用フル場合ニ本罪ヲ構成ス

第二十一章 証告ノ罪

本章ハ人ヲ証告シタル場合ノ罪ナリ  
証告ハ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受クベキ事實ニ關シ虚偽ノ告訴告發ヲ爲スヲ云フモノニシテ犯人ニ虚偽ノ申告ヲ爲ス意思アリテナス場合ニ限ル

第一百七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第百六十九條ノ例ニ依ル

**本條ノ大意** 本條ノ犯罪成要件ハ  
（一）人ヲシテ刑事又ハ懲戒處分ヲ受ケシムル目的ニ出デタルコト

(二) 虚偽ノ申告ヲ官署ニナシタルコト  
(三) 其虚偽ノ申告ハ刑事事又ハ懲戒ノ處分ヲ受クルニ足ルベキ事實ニ關スルコト  
之ナリ

懲戒處分ハ一定ノ處分アル者ニ科スル一種ノ處罰ニシテ官吏辯護士等ニ科スル規定ノ法律アリ

第一百七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

本條ノ大意 本條モ第一百七十一條ニ準ズベキ規定ニシテ一定ノ場合ニ刑ノ減免ヲ爲シ得ルモノナリ別ニ説明ヲ爲サズ

第二十二章 猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪

第一百七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シ者ル者ハ科料ニ處ス

本條ノ大意

本條ノ罪ノ構成要件ハ公然猥褻ノ行爲ヲ爲スニアリ  
公然トハ不特定ナル多人數ノ人々ニ知覺セラレヘキ狀況ニ於テスルノ義ニシテ其場所ノ如何ハ之ヲ問ハス

猥褻トハ色慾ニ關スル行爲ニシテ著シク他人ニ不快ノ感覺ヲ惹起セシムルヲ云フ現社會一般ノ風儀上ノ感情ヲ著シク傷害スルヲ云フモノナリ交接手淫雞姦局部露出等總テ之ニ屬ス故ニ單獨ニテ犯シ得ベシ

第一百七十五條 猥褻ノ文書圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ

又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

本條ノ大意

本條ハ猥褻ニ或手段ヲ以テセル場合ノ犯罪ナリ  
本條ノ罪ハ構成要件ハ

- (一) 猥褻ノ文書圖畫其他之ニ類スルモノタルコト
- (二) 頒布販賣又ハ公然之ヲ陳列シタルコト

之ナリ

頒布トハ配布スルノ意ナリ贈與賣買ニヨル等皆可ナリ

陳列トハ人ノ視ラルベキ場所ニ置クノ意ナリ文書圖畫自体ガ露出サル、ヲ云

フ

又本條未段ノ犯罪ハ構成要件ハ

(一) 販賣ノ目的ヲ以テスルコト

(二) 猥褻ノ文書若クハ圖畫其他之ニ類スル物件ナルコト

(三) 所持スルコト 所有權ヲ以セザルモ可ナリ  
之ナリ

第一百七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ他人ニ對シテ猥褻ノ行爲ヲナスガ故ニ犯罪ヲ構成

ス

本條ノ犯罪ハ構成要件ハ

(一) 猥褻ノ行爲ヲ爲スコト

(二) 男女ニ對シテ爲スコト

(三) 十三歳以下ノ者ニ對シテ爲スコト若シ十三歳以上ノ男女ナルトキハ暴行又ハ脅迫ヲ以テ(手段トシテ)ナシタルコト  
之ナリ

之ナリ

暴行ハ反抗ヲ抑制スル爲メ人ノ身体ニ對シテ用フル不法ノ腕力ナリ

脅迫ハ人ヲシテ害ヲ受ケントノ畏怖心ヲ抱カシムルヲ云フ

第一百七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

**本條ノ大意** 本罪ハ強姦罪ナリ、被害者ハ婦女ニ限ル、其婦女ノ中十三歳以上ノ者ニハ暴行又ハ脅迫ヲ手段トシタルヲ要シ、十三歳以下ノ者ニハ此手段ナキモ本條ノ犯罪ハ成立ス、其構成要件ハ、

- (一) 姦淫シタルコト 姦淫ハ其承諾ニ基クト否トヲ問ハズ、男女ノ生殖器ガ互ニ交觸スル時ヲ以テ姦淫ノ既遂トナル
- (二) 婦女ヲ姦淫シタルコトヲ要スルモ若シ其婦女ガ十三歳以上ナル時ハ暴行又ハ脅迫ヲ以テセルコトヲ要ス

**第七十八條** 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ之ナリ

**本條ノ大意**

本條ノ犯罪ノ成立條件ハ、

- (一) 猥褻ノ行爲又ハ姦淫ヲナシタルコト
  - (二) 男女ヲ問ハザルコト
  - (三) 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ心神喪失ニ陥ラシメ又ハ抗拒不能ナラシメテ爲シタルコト
- 之ナリ

**(註解)**

- 第一 心神喪失トハ、全ク智能ヲ有セザルニ至レル精神上ノ状態ニシテ全ク是非ノ辯識力ナキヲ云フナリ
- 第二 抗拒不能ハ反抗不能ヲ云フモノニシテ抗拒不能ニ乘シトハ反抗スル能ハザル状態ニアルヲ機トシテノ意ナリ、故ニ其斯ル状態ニ至レルハ他人又ハ不可抗力若クハ被害者自身ニ原因スルヲ要シ、犯人自身ノ此原因ヲ與フル時ハ本條後段ノ罪ヲ構成スルモノトス

**第七十九條** 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
(説明略ス)

第百八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本前ノ大意 前四條ノ罪ガ親告罪ナルコトヲ規定セルモノナリ、告訴ハ何人ガ爲スベキヤ又其性質如何拋棄ノ效力等ヲ次ニ説明スベシ

(一) 親告罪ノ告訴ノ性質ニ三アリ

(イ) 犯罪事實ト告訴トニヨリ成立スルモノニシテ之ヲ欠ケバ國家ニ處罰ノ義務ナシ、全ク此告訴ハ實體刑法ニ屬スト

(ロ) 國家ノ刑罰請求權ハ犯罪ニヨリテ成立シ告訴ハ唯訴訟ノ條件ナリト

(ハ) 折衷說ハ刑法ト刑事訴訟法ノ境界上ニアルモノニシテ實體上ニ於テハ刑罰請求權ノ條件ニシテ形式上ニ於テハ訴追ノ條件ナリト

(ニ) 告訴權利者有效ニ告訴ヲ爲シ得ル者

(イ) 被害者、其代理人

(ロ) 被害者ノ親屬ハ舊刑法ニ規定セル所ニシテ刑法ハ何等規定セズ之レ訴

訟法ニ讓リタル者カ或ハ

(三) 告訴權ノ拋棄 告訴ヲ爲スノ權利ヲ有スル者ノ訴追セズトノ表意ナリ、裁判所ハ免訴ヲ言渡スベク、被害者ハ再ビ告訴スルヲ得ス

第百八十一條 第百七十六條乃至第百七十九條ノ罪ヲ犯シ因

テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ結果犯ナリ、第百七十六條乃至第百七十九條ノ罪ヲ犯スニ止ル時ハ親告罪ニシテ告訴ナケレバ處罰ヲ受ケザルハ勿論ナルモ、是等ノ犯罪ヲ犯シ之ガ原因トナリ人ニ死又ハ傷ナル結果ヲ生ゼシメタル時ハ最早親告罪ニアラズシテ當前ニ處罰セラレベキ犯罪ナリ

第百八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘

シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ淫行ヲ勸誘シ姦淫セシメタル罪ナリ

本條ノ犯罪ノ成立要件ハ

- (一) 營利ノ目的ヲ以テセルコト
  - (二) 淫行ノ常習ナキ婦女ニ對スルコト
  - (三) 勸誘シテ姦淫セシメタルコト
- 之ナリ、勸誘シタルノミニテハ既遂タラズ

(註解)

第一 營利 トハ財産上ノ利益ヲ得ントスルコトヲ云フ、財産以外ノ事柄ニ關スルハ營利ニアラズ

第二 淫行 ハ男女間ノ交接ヲ意味ス其他ノ猥褻行為ハ含まザルナリ姦淫ニ同ジ

第三 常習 同種ノ行為ヲ繰返シテ爲ス性質ヲ云フ

第四 勸誘 ハ強制セズシテ他人ニ決意ヲ爲サシムルヲ云フモノニシテ本條ノ勸誘ハ單ニ婦女ニ對シ淫行ヲ勸誘シタルニ限ルモノナリ

第百八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ

處ス其相淫シタル者亦同シ

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ効ナシ

本條ノ大意 姦通罪ナリ妻タル身分ニ關係シテ構成ス其構成條件ハ

- (一) 有夫ノ婦女即チ妻タルコト
  - (二) 姦通シタルコト即チ其婦ト夫婦外ノ第三者ニ依テ犯サンタルコト
- 之ナリ所謂必然的共犯ナリ
- 處分ハ有夫ノ婦及ヒ相姦者タル第三者ナル男子ハ同一罪ナリ
- 本條ハ告訴ヲ待テ處罰セラル、親告罪ニシテ其告訴權利者ハ夫ナリ
- 告訴ヲ爲スノ條件ハ
- (一) 本夫ガ告訴ヲ爲スコト
  - (二) 本夫姦通ヲ縱容セザリシコト
- 之ナリ

告訴ハ不可分ノモノナレバ姦夫姦婦ノ一人ヲノミ告訴シ一人ヲ處罰セラレン  
コトヲ申告スルヲ得ズ

(註解)

第一 有夫ノ婦トハ婚姻中ノ女ナリ、民法ニヨリ定マル其届出ニヨリ戸籍面ヲ  
以テ決スベキノミ

第二 其相姦者 姦通シタル婦ノ相手トナリタル男子ナリ

第三 縦容トハ許容ナリ承諾ナリ、明示、默示ノ承諾ヲ云フ

第百八十四條 配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキハ二  
年以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ重婚ノ罪ナリ、婚姻ハ戸籍吏ニ届出受理セラル、ニ  
於テ効力アルガ故一度婚姻ヲ爲シ未ダ解消セザルニ再ビ婚姻ヲ爲スモノニシ  
テ其届出ニ因テノミ効力ハ認メラル然ラバ實際ニ於テハ斯ル婚姻届ハ戸籍吏  
ガ受理セザルベキガ故之或ハ空文タルニ終ランカ

本條ノ犯罪成立要件ハ

(一) 配偶者アル者タルコト

(二) 重ネテ婚姻ヲ爲シタルコト、即チ婚姻ノ解消セザル内再ビ婚姻シタルコト  
之ナリ

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

本章ハ博奕富籤ニ關スル罪ノ規定ナリ、博奕ニ博戲賭事ノニアリ之ガ通有性  
ハ關係者ガ確知セザル事實ニ因リ勝敗ヲ決シ利益ヲ得喪スルニアリ

第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ  
爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂  
ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニアラズ

本條ノ大意 本條ハ一時ノ博奕ニ關スル罪ニシテ、次條ハ所謂常習犯ナ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 偶然ノ輸贏ニ關シテナスコト
- (二) 財物ヲ以テスルコト
- (三) 博戲又ハ賭事ヲ爲スコト
- (四) 官許ヲ得又ハ一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタルニアラザルコト  
之ナリ

(註解)

- 第一 偶然ノ輸贏 トハ關係者ノ確知セザル事實ニ付キ勝敗ヲ係ラシムルヲ云フ、其ノ事實ハ過去未來現在總テ可ナルモ、關係者ハ之ヲ知ラザルコトヲ要ス
- 第二 財物 トハ財産ナリ物件ノミニ限ラズ、財産即チ交換價格ヲ有スレバ可ナリ
- 第三 官許 之ヲ許可スル官廳ノ許可ヲ得バ可ナリ犯罪成立セズ
- 第四 一時ノ娛樂ニ供スル物 トハ一時ノ娛樂ノ爲ニスル輕微ノ財物ニシテ例ヘバ酒宴ニ於ケル酒又ハ娛樂ノ爲ニ蕎麥ヲ摘スルガ如キ之ナリ、要スルニ

一時娛樂ノ爲ニスルガ故其座ニ於テ處分セラルベキ性質ノ然モ輕微ナルモノナラザルベカラズ

第五 博戲 博事 此區別ヲ排斥スル學者アリ又之ヲ認ムルニモ二說ニ分ル

(イ) 客觀說ハ行爲ノ性質ヨリ立論ス、博戲ハ關係者ノ意思ニ起因スル動作ニヨリ勝敗ヲ決スルモノ、賭事ハ關係者ノ意思ニ起因スル動作以外ノ出來事ヨリ勝敗ヲ決スルモノ之ナリ

(ロ) 主觀說ハ關係者ノ意思ヨリ立論ス、博戲ハ偶然ノ出來事ニ因リ利益ヲ得ルヲ目的トシテ賭事ハ自己ノ確信ヲ強ムル爲メ條件付ニ利益ヲ與フルヲ云フ

刑法ガ何レノ說ヲ採用セルヤハ諸氏ノ研鑽ニ任ス

第六 賭スル トハ偶然ノ勝敗ニヨリ一ハ財ヲ得一ハ財ヲ失フ合意ヲ云フ

第一百八十六條 常習トシテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月



以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 第一項ハ常習犯ナリ常習ハ前ニ説明セル所ナリ

第二項ハ所謂親分トシテ繩張りナルモノヲ有シテ其部下ヲ有シ一團ノ結合ヲナセルモノヲ云フ

賭博場ヲ開張スルトハ一定ノ場所ヲ常ニ此用ニ供スルノ意ニシテ一度賭博ヲ爲シタルノミノ場所ハ包含セズ又未ダ賭博ヲ爲サザルモ其場所トナセル時ハ可ナルモノナリ

利ヲ圖ルトハ其收得ノ幾分ヲ得ルヲ目的トスルコトヲ云フナリ

第百八十七條 富籤ヲ發買シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三

千圓以下ノ罰金ニ處ス

富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓

以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科

料ニ處ス

本條ノ大意 本條ノ罪ハ三種アリ

(一) 富籤發賣者ノ罪

(二) 富籤發賣ノ取次者ノ罪

(三) 前二者以外ノ富籤授受者ノ罪之ナリ

富籤トハ關係者ノ一方ヨリ一定ノ財物ヲ提出シ抽籤シタル富籤者ニ限リ他ノ一方ヨリ豫定ノ利益ヲ與フル約束ヲ云フモノナリ官許ヲ得タル富籤ハ犯罪ヲ構成セズ然レドモ授受ハ其場所ニ依リ犯罪トナルコトアリ

第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪

本章ハ宗教上ニ關スル風教ヲ害スル者ヲ處罰スルニアリ

第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下

ノ罰金ニ處ス

説教禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ不敬ト妨害トヲ處罰スルニアリ不敬ノ罪ハ構成要件ハ

- (一) 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シテ爲スコト
  - (二) 不敬ノ行爲ヲ爲スコト
  - (三) 公然之ヲ爲スコト
- 妨害ノ罪ハ構成要件ハ
- (一) 説教禮拜又ハ葬式ニ限ル
  - (二) 妨害シタルコト
- 之ナリ

(註解)

第一 禮拜所トハ公衆ノ禮拜ニ充テラレタル場所ヲ云フ其例ハ神祠佛堂墓所耶蘇會堂等ノ如キモノナリ

第二 不敬ノ行爲トハ其尊嚴ヲ汚ス行爲ヲ云フ

第百八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 墳墓發掘ノ罪ナリ

本條ノ罪ハ構成要件ハ

- (一) 不法ナルコト、即チ官許ヲ得ザルコト
  - (二) 發掘シタルコト、毀損汚瀆ヲ含マズ
  - (三) 墳墓ヲ發掘シタルコト
- 之ナリ

墳墓ハ死屍ヲ埋葬シタル場所ナリ、故ニ死屍タル間ニシテ之ヲ經過シテ一ノ骨董トナレル時ハ最早死屍ニアラズ揆及ニ存スル「ミイラ」ノ如キ之ナリ

第百九十條 死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄

又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ノ犯罪構成條件ハ

(一) 死體遺骨遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ニ對スルコト

(二) 損壞遺棄又ハ領得シタルコト

(三) 不法ニ爲シタルコト故ニ解剖ノ如キハ正當行爲ノ時ハ不可ナリ

棺トハ死屍ヲ藏置セル器具ヲ云フ、一旦藏置シタル後本條ノ罪ハ成立シ得ベシ  
遺棄トハ適當ニ藏置セラレタル場所ヲ離レテ管轄範圍ヲ脱セシムルヲ云フ  
領得トハ奪取スルヲ云フ即チ不法ナル所持ノ移轉ナリ

第百九十一條 第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體遺骨遺髪又ハ棺内

ニ藏置シタル物ヲ損壞遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年  
以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條墳墓ヲ發掘シテ前條ノ罪ヲ犯ス場合ノ規定ナリ故ニ

前條ハ墳墓ニ埋葬スル以前ノ犯罪ト知ルベシ本條ハ別ニ説明ノ必要ナシ

第百九十二條 檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以

下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ檢視ヲ經ズシテ埋葬シタル場合ノ罪ナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 檢視ヲ經ザリシコト

相當ノ官吏ノ檢閲ナリ變死ノ場合ニ此必要アリ警察官司法等之ヲ爲ス

(二) 變死者ナルコト即チ普通ノ死亡ニアラザルコト殺害縊死中毒死亡等之ナ

リ  
(三) 埋葬シタルコト火葬ノ場合ハ遺骸ナキニ至レル時ナリ

### 第二十五章 瀆職ノ罪

本章ノ犯罪ハ特別ノ身分アル者即チ公務員又ハ仲裁人ニ關連シテ起ル是等  
ノ身分アル者ト身分ナキ者ト共犯ナル時ハ總則ノ適用上處罰セラレ

第百九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行

ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役

又ハ禁錮ニ處ス

本條ノ大意

本條ハ職權濫用ノ罪ナリ

濫用スルノ意思ヲ以テ濫用セルコトヲ要スルヤ勿論ナリ

其構成要件ハ

(一) 公務員ノ爲シタルコト 公務員ハ總則ニ其何タルヤヲ示セリ

(二) 其職權ヲ濫用シタルコト 即チ自己ノ官職ニ伴フ所ノ權力ノ濫用ニ限ラ

(三) 人ヲシテ義ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フベキ權利ヲ妨害シタルコト

第九十四條

裁判檢察警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者

其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年

以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ノ大意

本條モ濫用スルノ意思アリテ濫用スルヲ要ス犯罪ハ總テ

然リト雖モ前條本條ノ如キハ誤解ヲ招ク虞アル故特ニ注意ヲ要ス

其條ノ罪ノ構成要件ハ

(一) 犯罪主体ハ裁判檢察警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者タルコト

(二) 其職權ヲ濫用シタルコト

(三) 人ヲ逮捕又ハ監禁シタルコト

之ナリ

(註解)

第一 逮捕トハ有形ノ自由ヲ剝脱スル行爲ナリ其方法ハ問ハス一時的ノモノ

第二 監禁トハ一定ノ區畫ヲ外ニ出ヅルノ自由ヲ剝奪スルノヲ云フ即チ交通

第三 職權 公務員ノ職權ハ其種類ニヨリ一定ノ範圍アリテ法令ニ定メラレ

第四 補助者 ハ公務員タラザルモ可ナリト雖モ其職權ヲ用ヒル場合ニハ公

務員ノ資格ニ於テスルモノナリ、同様ニ公務員モ一私人トシテ爲ス場合ハ本條ニ該當セズ

第五 裁判 ハ逮捕監禁ト關連スルガ故刑事裁判ヲ云ヒ行政裁判等ハ之ニ含マレズ

第六 檢察 ハ通常檢察ノ行フ職務ナリ、警察ノ職務モ警察官又ハ其代理ノ行フヲ普通トス

第九十五條 裁判、檢察、警察ノ職權ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ  
本條ノ大意 本條ハ一定ノ職務アル者其職務ヲ行フ際暴行又ハ陵虐ノ

行爲ヲ爲シタルヲ罰スルニアリ  
本條ノ犯罪成立ノ條件ハ

(一) 裁判、檢察、警察ノ職權ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者タルコト

(二) 其職務ヲ行フニ當リ爲シタルコト

(三) 刑事被告人其他ノ者ニ對シテ爲シタルコト

(四) 暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルコト  
之ナリ

第二項ノ犯罪成立條件ハ

(一) 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ニ對シテ爲スコト

(二) 看守又ハ護送スル者ガ爲スコト

(三) 暴行又ハ陵虐ヲ爲スコト  
之ナリ

(註解)

第一 被告人 虐迫セラレタル者ニシテ本條ハ刑事ノ被告人ノミヲ指ス

第二 陵辱トハ陵辱ト虐待ノ意ナリ殘虐苛酷ナル取扱ヲ爲スヲ云フ

第三 看守又ハ護送スル者 平常此職務ナキモ時ニ命ゼラレタルコトアル場合ニハ此犯罪ヲ犯シ得ルモノナリ

第四 拘禁 有形ノ自由ヲ剝奪スル總テヲ稱スルモ法令ニ認めラレタル正當行爲タルヲ要ス

第九十六條 前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條ノ大意 本條ハ結果犯ナリ其例前ニ述べタレバ茲ニ詳説セズ

第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部

又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

本條ノ大意 本條ハ公務員ノ收賄罪ナリ

本條ノ犯罪成立要件ハ

(一) 犯罪主体ハ公務員又ハ仲裁人タルコト仲裁人ハ民事訴訟ニ於テ認めタル仲裁手續ニヨル仲裁人ヲ稱ス仲裁手續ハ訴訟的法律行爲ナルモ仲裁人ハ特ニ同意ヲ以テ一般人ノ中ヨリ選ブモノナリ

(二) 其職務ニ關シタルコト故ニ其法定職務外ノ行爲ニ對シ受クルモノハ本罪ヲ構成セズ

(三) 賄賂ヲ收受シ又ハ要求シ若クハ是ヲ約束シタルコト之ナリ

前述ノ行爲ニ原因シテ更ニ進ンデ一定ノ行爲ヲ爲シタル時ハ加重セラレ即チ

(一) 因テ不正ノ行爲ヲ爲シタルカ正當ノ行爲ヲ爲シタル時ハ本罪ヲ構成セズ

(二) 又ハ爲スベキ相當ノ行爲ヲ爲サハリシカノ二者之ナリ

此處分ハ附加刑トシテ沒收ノ宣告ヲ受クベキモノナルモ其賄賂ノ一部又ハ全

部ハ沒收スルヲ得ザル時ハ之ガ價格ヲ金錢ニ換算シ其價額ヲ追徴スルモノナリ

(註解)

第一 賄賂 或意義ヲ有スル利益ノ贈與ヲ云フモノニシテ、犯罪トシテ成立スルニハ前ニ述べタル要件ヲ具備セザルベカラズ、犯罪トシテ成立セザル時ハ賄賂トハ稱セズ

第二 要求 請求スルコトヲ意味ス

第三 約束 一人ガ或意思ヲ表示シ他ノ一人ノ相手方ガ承諾スルハ約束ニシテ其賄賂ノ場合ニハ公務員又ハ仲裁人ガ利益ヲ得ベキ約束ナルコト多言ヲ要セズ

收賄罪ニ付キ從來贈賄者ヲ罰スベキヤ否ヤニ付キ議論アリキ舊刑法ハ之ヲ罰セザルモノトセリ新刑法ハ之ヲ處罰ス此犯罪ハ一人ニテ成立シ得ル場合即チ要求シタルアルモ多クハ二人若クハ其以上ノ人ノ間ニ贈ルト受クルトアリテ成立スルモノナルガ故至當ノ規定ナリトス

第百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄金ノ交付、提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトハキ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

本條ノ大意 本條ハ贈賄者ヲ處罰スルニアリ

本條ノ犯罪ノ構成要件ハ

(一) 公務員又ハ仲裁人ニ爲スコト

(二) 賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタルコト  
之ナリ

他ノ報酬トシテ贈與ヲナスモ本罪ヲ構成セズ

本條ノ犯罪者自首シタル時ハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルヲ得ルモノナリ、自首ノ時期ニ關シテハ何等規定セザルモ發覺前ナルヲ要スベキモノト信ズ

第二十六章 殺人ノ罪

本章ハ人ヲ殺害シタルノ罪ナリ、一定ノ人が殺人ヲ爲スモ罪トナラザルモノアリ例ヘバ軍人ガ戦争ニ向テ爲ス行爲、死刑執行官吏ノ爲ス行爲、醫師ガ外科手術ニ於テセル正當ノ行爲ニ付キテ爲ス場合ノ如キ之ナリ

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ殺人罪ノ規定ナリ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 被害者ハ人ナルコト
- (二) 殺シタルコト
- (三) 犯意ヲ以テ殺シタルコト 犯意ナキ過失犯ハ各別條ニアリ本條ニ入ラズ之ナリ

人トハ出生ヨリ死亡ニ至ルマデノ間ノ者ナリ、出生前ノ胎兒ハ人ニアラズ、出生ノ即時ヨリ人タルガ故ニ此時ヨリ殺人罪ノ被害者トナリ得ルナリ  
出生ハ何時ニ始マルヤ、人ハ肺ノ呼吸ヲ標準トシテ生死ヲ區別ス獨立シテ肺ノ

呼吸ヲ爲ス時ニ始マリ之カ塞止ニヨリ死亡トナスベシ、氣絶ノ如キハ肺ハ幾分ノ呼吸アルモノナリ

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ殺人罪ノ特ニ重ク罰セラルベキ規定ナリ即チ直系尊屬殺害罪ナリ  
本條ノ犯罪構成條件ハ

(一) 犯罪客体ハ自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ナルコト 當然ノ結果犯人ハ其卑屬ナリ

(二) 殺害シタルコト  
之ナリ

直系尊屬トハ民法ノ規定ニ從フベキモノニシテ尊屬中ノ直系ノモノニ限ル例ヘバ父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母及ビ之ニ準ズル其以上ニシテ伯叔父母ノ如キハ含まザルナリ



配偶者トハ婚姻中ノ相手方ヲ稱スルモノニシテ姻族ハ其直系三等親ノ尊屬ヲ  
テヲ親族トスルモ刑法ハ何等規定ナキ故親族以外直系尊屬ニ對スルモ此條文  
ニ依ルベキモノナリ

犯罪當時ヲ標準トスルガ故其以後判決前ニ婚姻解消スルモ何等影響セズ

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者  
ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但シ情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコト  
ヲ得

本條ノ大意 本條ハ豫備ヲ罰スル規定ナリ其殺人ノ豫備ヲ爲シタル場  
合ニ本條ノ規定ニ依リ處罰セラル、モ裁判官ハ情狀ニヨリ其刑ヲ免除シ得ル  
モノナリ

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ  
囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七  
年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ自殺教唆幫助ノ罪及ビ之ニ準ズル殺殺人ナリ

本條ノ犯罪ノ構成要件ハ二ニ區別ス

(一) 自殺教唆幫助ノ罪ハ

(イ) 人ヲ教唆若クハ幫助シタルコト

(ロ) 自殺セシメルコト

之ナリ

(二) 承諾ニ基ク殺害罪ハ

(イ) 被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得タルコト

(ロ) 之ヲ殺害シタルコト

之ナリ

本條ノ犯罪ハ常ニ新聞紙上ニ現ハル、情死ノ如キ其適例ニシテ又往々宗教上  
ノ迷信ヨリスルコトアリ

(註解)

第一 教唆トハ他人ヲシテ罪ヲ犯スノ決意ヲ生ゼシムル總テノ行爲ヲ云フモ

ノニシテ總則編ニ說明セル所ナリ  
第二 幫助トハ犯罪ヲ容易ナラシムル爲メ犯人ニ爲ス助力ナリ故ニ犯人ガ決  
意ヲ生シタル以後ノ行爲ナリトス

第三 囑託トハ動作ノ補助ヲ依頼スルヲ云フ故ニ自殺者ハ囑託以前ニ決意ア  
ルモノナリ決意シテ其自殺ノ動作ノミヲ依頼スルヲ云フ

第二百三條 第九十九條第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰  
ス

(說明ヲ略ス)

### 第二十七章 傷害ノ罪

本章ハ人ノ身体ヲ傷害スル罪ナリ傷害トハ身体ノ毀損ヲ云フ其表見的ナル  
ト不表見的ナルトヲ問ハザルナリ故ニ人ノ肉体上ノ生活機能ヲ毀損スル行  
爲ト云フヲ得ベシ

第二百四條 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五

百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

#### 本條ノ大意

本條ハ人ノ身体ヲ傷害シタル罪ナリ故ニ死亡ナル結果ヲ  
生ゼザルヲ要ス裁判確定以後ニ於テ其傷害ノ爲メ死亡スルモ傷害罪ニ影響ナ  
シ

傷害ハ前述ノ如ク其手段ヲ問ハズ如何ナル行爲ヲ以テスルモ可ナリ故ニ積極  
行爲ニヨリテモ消極行爲ニ依リテモ犯スコトヲ得ベシ又直接手ヲ接シテ傷害  
スルト或機關ヲ利用スル即チ犬ヲ唆シテ爲サシムル等總テ可ナリ又不表見的  
ニ或害物ヲ食セシメテ健康ヲ害スルモ本條ニ含まルコト多シ  
兇器ヲ以テ毆打シタル場合ニ本條ニ該當スルヤ殺人ノ未遂ナルヤハ犯人ノ意  
思ニヨリテ之ヲ決スベキモノナリ

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ

有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ

三年以上ノ懲役ニ處ス

**本條ノ大意**

本罪ノ規定ハ結果犯ノ規定ナリ、前條ニ述ベタル傷害ニヨリ死亡ナル結果ヲ生ジタル場合ノ犯罪ハ本條ニ因テ處罰セラル、其死亡者ガ自

己又ハ配偶者ノ直系尊屬ナル時ハ加重シタル刑罰ヲ科セラル、モノナリ

**第二百六條** 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

**本條ノ大意**

本條ハ傷害スル行爲ノ助勢者ヲ處罰スルノ規定ナリ

本條ノ犯罪ノ構成要件ハ

- (一) 前二條ノ犯罪アルコト
  - (二) 之ニ勢ヲ助ケタルコト
  - (三) 其犯者ノ現場ニ於テ勢ヲ助ケタルコト之ナリ
- 勢ヲ助ケタルトハ既ニ犯罪ノ決意以後ナルヲ要スルコト勿論ナルガ其本條ハ特

ニ制限シ現場ニ於テセル場合ニノミ限リタリ、而シテ犯人ノ意思ヲ奮起セシムルガ如キ其他ノ方法ヲ以テ勢ヲ助ケタルヲ得ルモノナリ、若シ犯人ガ共同シテ爲シタル時ハ共犯トナリ幫助シタル場合ハ從犯トナル本條ハ是等ヲ包含セザルガ故ニ自ラ人ヲ傷害セザル場合ニ成立スルモノニシテ犯人自身ノ意思ヲ指揮シテ其犯罪ヲ増長セシメタル場合ヲ云フモノナリ

**第二百七條** 二人上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ

傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ共犯ノ例ニ依ル

**本條ノ大意**

本條ハ共犯ニアラザルニ害ヲ一定ノ場合ニ共犯トシテ處

斷スルノ規定ナリ

本條ノ適用條ヲ示セバ次ノ如シ

- (一) 共謀セザル二人以上ノ行爲ナルコト
- (二) 暴行ヲ加ヘタルコト

(三) 人ヲ傷害シタルコト

(四) 何人ガ其傷害ノ輕キヲ加ヘ何人ガ重傷ヲ負ハシメタルカヲ知ル能ハザル  
場合又ハ何人ガ其傷害ヲ負ハシメ何人ガ單ニ暴行ノミヲ加ヘ傷害ヲ負ハシ  
メザリシヤヲ知ルコト能ハザルトキ

之ナリ此場合ニハ其犯タルノ要件ヲ欠グガ故共犯トシテ總テノ暴行者ヲ罰ス  
ルヲ得ザルモノナルモ斯ル區別ヲ認定シテ刑ヲ適用スルハ實際上容易ノ業ニ  
アラザルガ故此明文ヲ設ケテ特ニ共犯ノ例ヲ適用シ單ニ暴行ノミヲ加ヘ他ノ  
者ガ傷害ヲ加ヘタルモノナルトキモ本條ニ依リテ共犯トシテ處罰セラレ、モ  
ノナリ

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ  
一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料  
ニ處ス  
前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條ノ大意 本條ハ何等ノ結果ヲモ表顯セザリシ場合ノ犯罪ナルモ結  
果ヲ生ゼザリシモノト云フヲ得ズ唯ダ傷害又ハ死ト云フ法ノ要求スル特定ノ  
結果ヲ生ゼザリシノミ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 人ニ暴行ヲ加ヘタルコト
  - (二) 傷害ナル特定ノ結果ヲ生ゼサリシコト(他ノ結果ハ生ジタルコト)
- 之ナリ本條ノ犯罪ハ親告罪ナリ告訴ヲ待テ後之ヲ處分ス舊刑法ハ之ヲ違警罪  
ニ加ヘアリシモノナリ

### 第二十八章 過失傷害ノ罪

本章ハ過失犯ノ一部ニシテ其傷害ノ結果ヲ生ジタル場合ノミノ規定ナリ傷  
害ニ付テモ他ノ條文ニ規定アルモノ少ナカラズ第百十九條第二項ノ如キ之  
ナリ  
交通ノ頻繁ト交通機關ノ複雜トハ本章ノ犯罪ヲ増加セシムルモノト知ルベシ

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓下ノ罰金又

ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條ノ大意 過失傷害罪ナリ、過失犯ノ説明ハ既ニ説明セルモ茲ニ略説スレバ

過失犯ハ過失ヲ犯罪トスルヲ云フ

過失ハ認識スルヲ要シ且認識スルコトヲ得ル事實ヲ認識セザルヲ云フ

自己ノ不注意ニヨリ犯罪構成要件又ハ刑罰加重ノ條件ヲ知ラザルハ過失犯ノ内容ナリ過失犯ハ不注意ヲ骨子トシ其不注意ノ程度ハ犯人ニ付キ定ムベキナリ

本條ノ犯罪構成條件ハ

(一) 過失ニ因リタルコト

(二) 人ヲ傷害シタルコト

之ナリ

本條ハ告訴ナクシテ其罪ヲ論ゼザルナリ

第二十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓下ノ罰金ニ

處ス

本條ノ大意 過失ニ因リ人ノ死亡ナル結果ヲ生ジタル場合ニ本條ヲ適

用ス別ニ説明ノ要ナシ

第二十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シ

タルタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ大意 人ハ其業務上特ニ普通以上ノ注意ヲ以テ從事セザルベカ

ラザルコトアリ是等ノ業務ニ從事スル者ガ業務上ノ注意ヲ怠リタル時ハ本條

ヲ適用セラル、コトアリ之レ注意ノ程度ヲ異ニスルモノニシテ前條來述ベタ

ル處ト同一ニ論ズルヲ得ザル所以ナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 業務上必要ナル注意ヲ怠リタルコト  
(二) 因テ人ヲ死傷ニ致シタルコト

之ナリ  
業務ハ公務タルト私務タルトヲ分タズ、電車ノ運轉手ノ如キ又ハ官吏ノ職務ノ如キ總テ可ナルモノナリ醫師ノ如キ亦可ナリ

### 第二十九章 墮胎ノ罪

本章ノ罪ノ客体ハ胎兒ナリ胎兒ハ未ダ母体ノ外ニ獨立シテ生活ヲ營ム自然ノ時期ニ達セサル体内ノ兒ナリ  
墮胎ヲ罰スルハ産兒ノ健康ヲ害スベク又其生命ヲ危クスルノ虞アルヲ以テナリ

然レドモ正當ナル業務ノ執行上爲シタル時ハ之ヲ罰セズ、産婆ガ其學理ニ基キ正當ニ胎兒ヲ出スガ如キ之ナリ

### 第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮

シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

#### 本條ノ大意 墮胎罪ナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 懷胎ノ婦女自身ガ犯罪主体ナルコト
  - (二) 藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テセルコト
  - (三) 墮胎セルコト
- 之ナリ

本條ハ自己ガ自己ノ身体内ニ存在スル生活セル胎兒ニ對スル犯罪ナリ

墮胎ハ二ノ區別アリ

- (イ) 自然分娩期ニ先テ人工ヲ以テ胎兒又ハ胚胎ヲ母ノ體外ニ驅逐スル場合
  - (ロ) 母体外ニ驅逐スル方法ヲ以テ胎兒又ハ胚胎ノ死ヲ生セシムルヲ云フ
- 是等ガ既遂トナルハ露出又ハ死ナル結果ヲ生シタル時ニアリ  
胚胎ハ未ダ胎兒ヲ形成セザル以前ノ名稱ニシテ成育シテ胎兒トナルモノナ

第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ懷胎セル婦女ノ囑託又ハ承諾ニヨリ墮胎罪ヲ犯ス場合ノ規定ナリ後段ノ場合ハ結果犯ナリ本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 他人ガ墮胎セシメタルコト
  - (二) 墮胎シタル婦女自身ノ囑託又ハ承諾ニ基キ他人ガ爲シタルコト
  - (三) 他人ノ中特ニ次條ニ掲ゲザル者タランコト
- 之ナリ別ニ説明ヲ要セズ

第二百十四條 醫師、產婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役

ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニシタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ前條ト異ナル所ハ其行動ノ補助者ガ一定ノ業務アルガ爲メ重ク處罰セラル、ノ規定ナリ前條ト對照セバ其意義明カナルベシ婦女ノ囑託トハ懷胎シタル婦女自身ノ囑託ヲ云フモノニシテ懷胎シタル婦女ニ關係ナキ他ノ婦女ハ含まレザルナリ

第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ承諾ヲ得シテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ他人ガ懷胎ノ婦女ノ囑託ヲモ承諾ヲモ受ケズシテ犯ス犯罪ナリ本條ノ犯罪ノ構成要件ハ

- (一) 犯罪主体ハ他人ナルコト
- (二) 懷胎婦女ノ囑託又ハ承諾ニ出デザリシコト

(三) 墮胎セシメタルコト

之ナリ毆打ノ一種ナルモ犯人ノ目的ヲ異ニス

懷胎ノ婦女ガ其墮胎ヲ爲スモノナルヲ知ルト否トヲ問ハス又暴行ヲ以テセルト否トヲ問ハザルナリ

本條ノ罪ハ未遂ヲモ處罰ス

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ

傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條ノ大意 本條ハ結果犯ナリ前條ニ記載セル罪ヲ犯シ其爲メ其婦女

ヲ死若クハ傷ニ致シタル時ハ第二十七章ノ傷害罪ト比較シ重キ方ノ刑ヲ適用シ處斷ス

刑ノ輕重ヲ比較スルニハ第十條ニ從テ定ムベキモノナリ

### 第三十章 遺棄ノ罪

本章ハ遺棄ニ關スル罪ナリ遺棄ハ人ノ身體生命ニ對シ傷害ヲ生スベキ危險

行爲ノ一種ナリ

第二百十七條 老幼不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ

遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ遺棄ノ罪ナリ遺棄ニハ積極行爲ニヨルト消極行爲

ニヨルトノ二者アリ又義務者ガ爲シタル場合ニ限ルコト勿論ナルモ法律上契約上ノ義務者ガ爲ス場合ハ次條ニアリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 老幼不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要スベキ者ニ對スルコト

(二) 遺棄スルコト 遺棄ハ被害者ノ傍ヲ離レ其保護ヲ廢絶スル行爲ニシテ積極的ニ爲スト消極的ニ放任スルトヲ問ハス

之ナリ何人モ一般ニ積極的ニ遺棄スルヲ得ザルハ明カニシテ若シ其行爲アレハ本條ヲ適用シ處罰セラル消極的ニ遺棄スルハ義務アル者ガ犯ス場合ニノミ犯罪トナル而シテ次條ニ規定セリ



第二百十八條 老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ一定ノ義務アル者ガ遺棄ヲ爲シタル場合ノ罪ナリ本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 老者、幼者、不具者又ハ病者ニ對スルコト、其程度ハ自ラ生活スル能ハサル若
- (二) 遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルコト 遺棄ハ前述ノ如ク傍ヲ離レテ保護ヲ廢絶スルモノナルガ傍ヲ離レザルモ生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササル時亦本條ニヨリ處罰セラル、本條ノ遺棄又積極的ニ爲スト消極的ニ爲ストヲ問ハス

(三) 保護スベキ責任アル者ノ爲シタルコト何人ガ此責任アルヤハ法律ニヨリ

定マレルコトアリ(民法ノ如キ)又契約ニヨリテ定マレルコトアリ又事實上其者ノ地位身分ヨリシテ生ズルコトアリ

之ナリ以上ノ要件ヲ具備シテ犯罪ハ構成セラル、モ特定ノ身分アル者即チ自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對スル場合ハ加重セラル、モノナリ

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條ノ大意 本條ハ一定ノ結果ヲ生ジタル場合ノ處斷方法ナリ、此結果ヲ生シタル時ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キヲ適用スルモノナリ

### 第三十一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪

本章ハ不法ニ逮捕シ又ハ監禁シタル場合ノ犯罪規定ナリ

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上

七年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本罪ハ逮捕及監禁ノ罪ナリ

逮捕トハ居所選擇ノ自由ヲ剝奪スル有形ノ行為ヲ總稱スルモ監禁以外ノ行為タルヲ要ス

監禁トハ一定ノ場所内ニ拘禁スルヲ云フモノニシテ永續的ノ性質ヲ有ス繼續犯トナルモノナリ

本條ノ犯罪タルニハ不法タルヲ要スルコト言ヲ待タス

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ

傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條ノ大意 本條ハ人ノ死傷ナル結果ヲ生シタル場合ノ刑ノ適用規定ナリ、別ニ説明ノ要ナシ

第三十二章 脅迫ノ罪

本章ハ脅迫ノ罪ニ關スル規定ナリ

廣ク脅迫ト云フ時ハ人ヲシテ畏怖心ヲ抱カシムベキ害惡ヲ到來セシムベキ通知ナリ、其何人ニ害惡ヲ到來セシムベキヤハ之ヲ問ハザルナリ

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可

キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ

ア人ヲ脅迫シタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ脅迫罪成立ノ規定ナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 脅迫ノ行為アルコト

(二) 自己又ハ親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フベキコトヲ以

テ脅迫シタルコト

之ナリ

親族ハ民法ノ規定ニヨルベキモノナリ

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ノ大意 本條ハ脅迫又ハ暴行ヲ以テ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ權利ヲ妨害シタル場合ノ犯罪ノ規定ナリ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 脅迫又ハ暴行ヲ爲シタルコト

(二) 義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フベキ權利ヲ妨害シタルコト

(三) 自己又ハ親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フベキコトヲ脅迫ノ手段ニ用ヒタルコト  
之ナリ

暴行ハ人ノ身體ニ加フル不法ノ腕力ニシテ脅迫ハ腕力ヲ含マズ然レドモ腕力ヲ以テスルト同様ノ程度ニ反抗力ヲ抑制スルニ足ルコトヲ要ス

脅迫ニ畏怖ヲ要スルヤ否ヤ議論アル所ナリト雖モ畏怖心ヲ抱カシムベキ行爲タルヲ以テ足り實ニ畏怖シタルト否トハ之ヲ問ハズ又脅迫者ニ眞ニ其害惡ヲ加フルノ意思アリシト否トヲ問ハザルモノトス

妨害ハ之ヲ廣ク解スベキモノニアラズ法文列舉ノ手段ヲ以テ其權利行使ヲ不能ナラシメタル場合ノミナラズ著シク困難ナラシムルヲ云フト解スベシ

### 第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪

本章ハ略取及ヒ誘拐並ニ是等ノ者ヲ藏匿、隠避、幫助等ヲ爲シタル者ニ關スル

親族ハ民法ノ規定ニヨルベキモノナリ

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條ノ大意 本條ハ脅迫又ハ暴行ヲ以テ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ權利ヲ妨害シタル場合ノ犯罪ノ規定ナリ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 脅迫又ハ暴行ヲ爲シタルコト

(二) 義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フベキ權利ヲ妨害シタルコト

(三) 自己又ハ親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フベキコトヲ脅迫ノ手段ニ用ヒタルコト

之ナリ

暴行ハ人ノ身體ニ加フル不法ノ腕力ニシテ脅迫ハ腕力ヲ含マズ然レドモ腕力ヲ以テスルト同様ノ程度ニ反抗力ヲ抑制スルニ足ルコトヲ要ス

脅迫ニ畏怖ヲ要スルヤ否ヤ議論アル所ナリト雖モ畏怖心ヲ抱カシムベキ行爲タルヲ以テ足り實ニ畏怖シタルト否トハ之ヲ問ハズ又脅迫者ニ眞ニ其害惡ヲ加フルノ意思アリシト否トヲ問ハザルモノトス

妨害ハ之ヲ廣ク解スベキモノニアラズ法文列擧ノ手段ヲ以テ其權利行使ヲ不能ナラシメタル場合ノミナラズ著シク困難ナラシムルヲ云フト解スベシ

### 第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪

本章ハ略取及ヒ誘拐並ニ是等ノ者ヲ藏匿、隠避、幫助等ヲ爲シタル者ニ關スル

犯罪規定ナリ

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意

本條ハ未成年者ヲ略取誘拐スル場合ノ犯罪規定ナリ

未成年者トハ民法ニ規定セル處ニシテ滿二十歳以下ノ者ヲ云フ

略取トハ暴行又ハ脅迫ニ依リ強制的ニ監督者ノ勢力外ニ遷移セシムル行為ヲ云フ

誘拐トハ偽計又ハ誘惑ヲ手段トシテ任意的ニ監督者ノ勢力外ニ移ス行為ヲ云フモノナリ

二者ノ差異ハ唯其手段ヲ異ニスルノミ

監督者ノ何人ナルヤハ事實ノ問題ナリ或ハ父母後見人船長乳親等モアルクベク其他少ナカラズ

第二百二十五條 營利猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又

ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意

本條ハ畧取誘拐ノ一種ナルモ其被略取誘拐者ガ年齢ニ制限ナキト一定ノ目的ヲ有スルトニ依リ前條ト差アリ

(外ハ説明ノ要ナシ)

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ

誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若ク

ハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル亦同シ

本條ノ大意

本條ハ一定ノ目的ヲ以テ略取誘拐シ又ハ是等ヲ帝國外ニ

移送シタル行為ヲ罰スル規定ナリ

本條第二項ノ犯罪構成ノ要件ハ

(一) 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テセルコト

帝國外トハ帝國ノ領域外ノ義ナリ

(二) 人ヲ賣買シタルコト  
之ナリ

又移送行爲ヲ罰スルハ

(一) 被拐取者若クハ被賣者ナルコト

(二) 之ヲ知テ帝國外ニ移送シタルコト  
之ナリ

移送ハ場所ヲ移スノ義ナリ

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ  
テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメ  
タル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタ  
ル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ略取誘拐等ヲ幫助スル目的ヲ以テ藏匿隱避收受ノ

行爲ヲ爲シタル者ヲ處罰スル規定ナリ  
第一項ノ要件ハ

(一) 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ニ出デタルコト

(二) 被拐取者又ハ被賣者ヲ收受藏匿若クハ隱避セシメタルコト  
第二項ノ要件ハ

(一) 營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テセルコト

(二) 被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタルコト  
之ナリ

(註解)

第一 幫助 トハ犯罪ヲ助力シテ容易ナラシムル行爲ヲ云フ

第二 拐取 トハ畧取誘拐ノ略語ナリ

第三 收受 トハ受領ノ意ナリ所持ヲ移スノ義ナルモ本條ニ於テハ人ニ對ス  
ルガ故不法監督ノ遷移ト見ルヲ得ベシ

第四 藏匿隱秘ハ第七章ヲ參酌スベシ

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(説明略ス)

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

**本條ノ大意** 本條ハ本章ノ規定中ノ或條ガ親告罪ナルコト及ビ犯人ノ意思ニヨリテハ親告罪ニアラザルコトアル規定ニシテ別ニ説明スルノ要ナク一讀明瞭ナルベシ  
營利トハ財産上ノ利益ヲ云フモノニシテ此利益ヲ得ルノ目的アリテ爲ス時ハ親告罪トナラザルモノトス

第三十四章 名譽ニ對スル罪

本章ハ人ノ名譽ニ對スル或行爲ヲ處罰スル規定ナリ、人ノ社會ニ生存スルヤ一定ノ地位ヲ有ス其他位ハ人ニ依リ時ニ因リ所ニヨリテ同ジカラズ、本章ノ罪モ亦之ヲ參酌セザルベカラズ

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

**本條ノ大意** 本條ハ名譽毀損即チ誹毀ノ罪ノ規定ナリ人ノ名譽ヲ攻撃スルハ誹毀及ビ侮辱ノ二者アリ  
本條ハ犯罪成立條件ハ

- (一) 公然爲シタルコト 第三者ノ知覺シ得ルコトヲ要ス
- (二) 特定ノ人ニ對スルコト 一般人ニ對シテ爲スモ本罪ヲ成立セシメズ
- (三) 事實ヲ摘示シテ爲スコト 之ヲ摘示セザル時ハ次條ニヨル
- (四) 名譽ヲ毀損シタルコト 之ナリ而シテ此事實ハ其有無ヲ問ハザルガ故ニ條件トナラズ

第二項ハ

- (一) 死者ノ名譽ニ對スルコト
  - (二) 之ヲ毀損シタルコト
  - (三) 事實ヲ摘示シタルコト
  - (四) 其事實ガ認問ニ出ヅルコト
  - (五) 公然爲シタルコト
- 之ナリ積極行爲消極行爲共ニ犯スヲ得ルナリ、  
 名譽ハ社會ニ於ケル人類ノ價值ナリ、人類ガ社會ニ生存スルヤ一定ノ地位即チ尊嚴ヲ得ルモノニシテ之ニ對シテハ自己ノ權利トシテ民法其他ニ認メラル、

所ナリ、此權利ヲ認メタル國家ハ之ヲ保護シ他人ノ侵害ヲ防ガザルベカラス、此名譽ヲ攻撃スルハ即チ誹毀及ビ侮辱ナル行爲ニシテ本條規定スル所ハ前者ナリ後者ハ次條ニ之ヲ規定ス

誹毀ト侮辱トハ別

誹毀ハ他人ノ名譽ヲ毀損スベキ事實ヲ主張シ仍テ他人ノ名譽ヲ攻撃スル侵害行爲ナリ

侮辱ハ他人ノ社會上ノ價值ヲ自己ガ認メザル意思ヲ表示シテ他人ノ名譽ヲ攻撃スル行爲ナリ故ニ侮辱ハ被侮辱者ヲ尊敬セズトノ意思表示ナルモ誹毀ハ被誹毀者ガ第三者ヨリ受クベキ尊敬ヲ危険ナラシムルニアリ

誹毀ノ材料ハ現在又ハ過去ノ事實ヲ摘示シテ名譽ヲ攻撃スルヲ要シ侮辱ハ事實ヲ摘示セズ漫然名譽ヲ攻撃シ得ルニアリ例ヘバ馬鹿泥棒ト云フガ如シ死者ニ對シテ本罪成立セザルモ死者ノ名譽ニ對シテ毀損行爲ヲ爲シ間接ニ社會ノ秩序ニ對スルモノナリ

(註解)



第一 名譽 トハ人ノ社會ニ於ケル價值ナリ故ニ人ニヨリ高下アリ時ニヨリ高下アリ場所ニヨリ高下アリ

第二 毀損 トハ危害行為ヲ云フ本條ニ於テハ名譽ニ對スル危害行為ナリ

第三 誣罔トハ名譽ヲ毀損スルニ足ルベキ虚偽ノ事實ヲ摘示スルヲ云ス

死者ニ對スル名譽毀損ハ誣罔ニ出テタル場合ニノミ犯罪成立ス

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ人ヲ侮辱スル犯罪ノ規定ナリ

侮辱ハ侮辱者ト被侮辱者トノ間ニ成立シ得ル性質ノモノナレドモ本條ニハ公然ナルヲ條件トナシタルガ故此二人ノ間ノミニテハ侮辱罪成立セズ

本條及ビ前條ニハ一ノ例外アリ新聞紙條例ヲ參照スベシ

第二百三十一條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條ノ大意 本條ハ總テノ者ニ付キ告訴ヲ訴訟條件トセルモノナリ

第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪

本章ハ信用及ヒ業務ヲ妨害スル罪ニシテ國家經濟ノ上ヨリスルモ大ニ取締ルノ必要アルモノナリ

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ大意 他人ノ信用又ハ業務ヲ妨害スルニ一定ノ手段ヲ用ヒタル

場合ノ犯罪規定ナリ

本條ノ犯罪成立ノ條件ハ

(一) 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒタルコト

(二) 人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタルコト

(三) 之ヲ爲スノ意思ヲ以テセルコト

之ナリ  
信用ハ他人ヨリ推測セラル、信任ニシテ多クハ財産上ノ權利義務ニ付キテ用ヒラル、信任ナリ  
虚偽ノ風説ハ眞實ナラザル事實ヲ眞實ナル如ク他人ニ傳フルト眞實ナル事實ヲ眞實ナラザル如ク傳フルトアリ  
偽計ヲ用フルトハ虚偽ノ表意ノミニ止ラズ或手段ヲ之ニ加フルモノ即チ計策ナリ

第二百三十四條 威力ヲ用ヒテ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

本條ノ大意 本條ハ威力ヲ用ヒテ業務ヲ妨害シタル場合ノ犯罪ナリ  
威力ハ暴行脅迫恐喝其他地位權勢ニ因テ人ヲ畏怖セシムベキ行爲ヲ云フ

### 第三十六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪

本章ハ世上常ニ多數ヲ占ムル犯罪ノ一ナル竊盜及ヒ強盜ノ罪ニ關スル規ナ

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ竊盜罪ノ規定ナリ  
本條ノ犯罪成立要件ハ

- (一) 有体物ナルコト、瓦斯水ノ如キモノモ有体物ナリ電氣ハ第二百四十五條ニ於テ財物ト見做サレタリ
- (二) 他人ノ財物タルコト 他人ノ財物トハ他人ノ所有物ナルヤ他人ノ所持セラル物ヲ云フヤ舊刑法ニハ議論アリシモ新法ハ之ヲ明カニシ他人ノ所有及所持物ヲ意味スルモノトス(第二百四十二條參照)
- (三) 竊取シタルコト 他人ノ所持ヲ離シ自己ノ所持ニ移スモノナリト雖モ前所持者ノ承諾ナクシテ爲シタルコトヲ要シ
- (四) 犯意アルコト 他人ノ所有物ニシテ他人ノ所持物ナルコトヲ知ラザルベ

カラオ又行爲者ガ自己ノ物トスルノ意思ヲ以テセルコトヲ要ス  
之ナリ

竊盜強盜ノ罪ハ他人ノ所有物ニ對シテ成立スルモノナルヤ他人ノ占有物ニ對  
シテ成立スルモノナルヤ他人ノ所有ニシテ且ツ他人ガ占有スル物ニ對シテ成  
立スルモノナルヤ舊刑法ニハ議論アリキ余ハ此法ハ他人ノ所有物ニシテ他人  
ノ所持スル物ニ對シテ成立スルモノト信ズ此論據ハ專ラ第二百四十二條及ビ  
橫領罪ノ規定ヨリ推斷シタルナリ例ヲ以テ云ヘバ財物ニハ次ノ場合アリ  
甲ノ所有物ヲ甲ガ所持占有スル場合  
甲ノ所有物ヲ乙ガ所持スル場合質入借物等右ニ對スル犯罪ニハ三ノ場合アリ

- (一) 甲ノ所有且占有スル物ヲ丙ガ竊取強取スル場合
- (二) 甲ガ所有者ニシテ乙ガ占有者ナルトキ乙自身ガ其物ヲ奪取スルガ如キ場  
合ニシテ橫領罪之ナリ

(三) 甲ノ所有物ヲ乙ガ占有スルトキ丙ガ之ヲ竊取スル場合之ナリ  
強盜竊盜ノ罪ハ(一)(三)ノ場合ニ成立シ得ルナリ他人ノ所有ニシラ且ツ他人ガ占

有スルトハ其所謂他人ハ同一人タルヲ要セザルナリ即チ(三)ノ場合ノ如シ然レ  
バ此場合ニ被害者ハ何人ナルヤト云フ疑問ヲ生ズ前ニ一言セル如ク竊盜強盜  
ハ其性質不法ニ他人ノ占有ヲ奪ヒ自己ハ占有ニ移ス占有ノ移轉ニ外ナラズ然  
レバ占有ニ對スル侵害ニシテ所有權ニハ何等ノ侵害ナキモノト云フベシ果シ  
テ然ラバ竊盜強盜ノ犯罪ノ被害者ハ占有者ニシテ所有者ニアラズ所有權ハ竊  
盜ノ爲ニ移轉スルコトナク單ニ所持(即チ占有)ノ移轉ヲ來スノミ

橫領ノ罪ハ然ラズシテ所有權ニ對スルモノナルコト前述ノ理ト對照シ研究セ  
ラルベシ橫領罪ハ所有權ヲ侵シ之ニ類似スル所爲ヲ爲スモノナルモ眞ノ所有  
權移轉ヲ來スコトハ特別ノ場合ノ外ナシ即チ此移轉ヲ來スハ取得者ノ善意無  
過失ノ場合ニシテ民法ニヨリ研究スベキ所ナリ

以上ニ付キ注意スベキハ  
無主物ニハ竊盜罪成立セズ  
所有權ナキ物ニハ竊盜罪成立セズ  
交換價額ナキ物ニハ竊盜罪成立セズ

不動産ニ竊盜罪成立スルヤ否ヤ議論アリ

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス  
前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之得セメタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ強盜罪ノ規定ナリ

本條ノ犯罪構成條件ハ

- (一) 暴行又ハ脅迫ヲ手段トシタルコト
- (二) 強取行爲ヲ爲シタルコト
- (三) 財物ヲ強取シタルコト
- (四) 他人ノ財物ヲ強取シタルコト

本條第一項ト竊盜トノ差ハ唯其手段ガ暴行又ハ脅迫ヲ手段トシテ爲シタルト

承諾ヲ得ズシテ爲シタルトノ差アルノミ

第二項ハ

- (一) 暴行又ハ脅迫ヲ以テ
- (二) 財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタルコト

本項ハ財物ニ限ルモノニアラズ財産上ノ利益ナレバ可ナルモノナリ例ヘバ勞力ニ對スル報酬賃借料等付ニテモ成立シ得ベキモノナリ車賃ニ對スルガ如キ之ナリ

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二

年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意

本條ハ強盜ノ豫備ヲ罰スル規定ナリ別ニ説明ノ要ナカル

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免

レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲タルトキハ強盜ヲ以テ論ス

**本條ノ大意** 本條ハ事後ノ暴行脅迫ヲ處罰スル規定ナリ強盜罪ハ暴行脅迫ヲ手段トシテ他人ノ財物ヲ強取スルモノナル故其強取シタル後ニ於テハ最早別種ノ行爲成立スベキモノナリ

本條ハ竊盜ノ後ニ於ケル暴行脅迫ヲ事前ニ於ケルト同シク強盜ノ罪トシテ處斷スベキヲ定ム然レドモ其暴行脅迫ヲ爲スノ遠因ヲ限定ス即チ(一)其取還ヲ拒グ爲ナルカ(二)逮捕ヲ免ル、爲ナルカ(三)罪跡ヲ湮滅スル爲ナルカノ一ナルコト之ナリ其他ノ暴行脅迫ハ他ニ一罪ヲ成立セシムベシ

**第二百三十九條** 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

**本條ノ大意** 本條ハ準強盜罪ノ一ナリ  
**本條ノ犯罪成立條件ハ**

(一) 人ヲ昏醉セシメタルコト藥酒ヲ用ヒルト催眠術ヲ以テスルト其手段ヲ照

ハズ

(二) 其財物ヲ竊取シタルコト

昏醉トハ智覺神經ノ休止状態ヲ云フモノナルモ其之ヲ起スニ至レル原因ガ不法ノ行爲ニ基クコトヲ本條ノ要件トス例ヘバ催眠術ヲ施スガ如キハ不法ニアラズト雖モ不法行爲ヲ爲サントスル意思ヲ以テ之ヲ爲ス時ハ不法ナリ昏醉自体ハ一ノ精神状態ニシテ可モナク不可モナシ唯睡眠ト異ナル所ハ自然的ナルト否トニアリ

**第二百四十條** 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

**本條ノ大意** 本條ハ強盜殺人強盜傷人ノ罪ノ規定アリ

強盗ニ着手シタル以後此行爲ヲ爲シ其結果ヲ生シタル時ハ本條ノ犯罪既遂ニ至ルベク其財物ヲ得タルト否トハ本條ニ於テハ既遂ノ要件ニアラズ之ヲ曠言スレバ既遂未遂ハ犯人ノ意思ニヨラズシテ法條ニ依ル本條ハ強盗本ヲ遂ゲテ此手段ヲ採レルヲ云フニアラズシテ強盜ニ着手シテ即チ強盜ヲ爲ス時此行爲ト

結果トアレバ可ナリト知ルベシ

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ二罪ナリ之ヲ合シテ一罪トナシタルモノ強盜罪ト強姦罪トヲ結合セルモノ學者ノ所謂結合犯ナリ後半ノ規定ハ結果犯ナリ別ニ説明ノ要ナカルベシ

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノタルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

本條ノ大意 本條ノ規定ハ自己ノ財物ニ對シ強盜罪竊盜罪ノ成立シ得ベキコトヲ示セルモノナリ舊刑法ニハ此規定欠ゲタルガ故大ニ議論アル所ナ

ヲキ

本條ノ規定ヲ解明スレバ自己ノ所有ニ係ル財物ト雖モ他人ガ占有シ又ハ公務所ノ命令ニ因リテ他人ガ看守セルモノナルトキハ他人ノ財物ト同様ニ本章ノ犯罪ニ付キテノミ取扱ハル、モノトス從テ他ノ章ニ於テハ他人ノ財物ト見做スヲ得ズ

古有トハ所持スルノ意ニシテ事實ナリ一定ノ場合ニ權利トシテ保護セラレ占有ノ例ハ他人ニ自己ノ物ヲ貸與スルガ如キ又質物トシテ入質スルガ如キ之ナリ

公務所ノ命ニヨリ他人ガ看守スル場合ハ差押ヲ受ケタル場合ノ如キ之ナリ此場合ニ所有者自己ガ看守ヲ命セラレタル場合ニハ封印其他ノ行爲ニ對ル犯罪ハ別條ニヨルベク本條ニハ依ルヲ得ザルモノトス酒造ニ於ケル稅務官吏ノ封印ヲ爲スガ如キ亦然リ

以上自己ノ物ト雖モ強盜竊盜ノ罪ノ成立シ得ルコト知ルベキナリ

第二百四十三條 第二百三十五條 第二百三十六條 第二百三十

八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
本條ハ未遂ヲ罰スルモノノ説明ノ要ナシ

第二百四十四條 直系血族配偶者及ヒ同居居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

本條ノ大意 本條ハ親族間ノ或範圍ニ於テ竊盜ヲ爲シ又ハ其未遂ノ狀態アルモ之ヲ處罰セザルト告訴ヲ待テ處罰スルトノ二方法ヲ設ケタルモノナリ共犯者ノ一方ガ身分ナキ場合ニハ當然處罰セラレベキモノナリ親族ノ範圍ハ民法ニヨリテ定マル親族ノ中 直系血族配偶者及ヒ同居者又ハ家族ニ付テハ竊盜罪及其未遂罪成立セズ其他ノ親族又ハ家族ニ付テハ竊盜罪及ヒ其未遂罪ハ告訴ヲ待テ其罪ヲ

論ズベキモノトス

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

本條ノ大意 本條ハ竊盜罪強盜罪ニ付テハ電氣ヲ財物ト看做セリ電氣ハ一ノ力ニシテ物ニアラズ然レドモ之ヲ竊取シ自己ノ利益ヲ得ルヲ得ルモノタリ既ニ舊刑法時代ニ實例ヲ生ジタルガ故此規定ヲ見ルニ至レルナリ然レドモ財物ト看做スハ唯本章ノ規定ニ付テノミ然ルコトヲ注意セザルベカラズ

### 第二十七章 詐欺及恐喝ノ罪

本章ハ詐欺又ハ恐喝ニヨリ財物ヲ得又ハ利益ヲ得又ハ得セシムル行爲ヲ處罰スルノ規定ナリ詐欺取財ハ多クハ他ノ犯罪行爲ノ加ハルモノナリ例ハ本文書ヲ偽造シテ犯スガ如キ之ナリ斯ル場合ニハ第五十四條ニ從テ處斷スベキモノトス

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以

下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ得セシメタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ詐欺罪ノ規定ナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 人ヲ欺罔シタルコト

(二) 騙取シタルコト

(三) 財物ヲ騙取シタルコト

之ナリ

第二項ハ

(一) 人ヲ欺罔シタルコト

(二) 財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタルコト

之ナリ本項ハ第二百三十六條第二項ト對照スベシ

(註解)

第一 欺罔

トハ他人ニ詐欺ノ事實ヲ信セシメントスル故意アル動作ヲ云フモノニシテ積極行為ニヨルモ消極行為即チ既ニ錯誤ニ陥リタルヲ利用スルニテモ爲シ得ルモノトス

第二 騙取

トハ他人ガ錯誤ノ結果交付スルコトニ同意セル財物ノ收受ヲ云フ

第三 詐欺取財

トハ不法ニ自己又ハ第三者ヲシテ財産上ノ利益ヲ取得セシムル爲メ他人ヲ欺罔シテ財物ヲ收受シ又ハ收受ヲ爲サシムルヲ云フモノナリ

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ

第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其

任務ニ背キタル行為ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタル

トキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス



本條ノ大意

本條ハ他人ノ事務ヲ處理スル者ノ犯ス犯罪ノ規定ナリ

本條ノ犯罪構成ノ要件ハ

- (一) 犯罪ノ主体ハ他人ノ爲メ其事務ヲ處理スベキ者タルコト 法律ノ規定ヨリ生ズルト契約ヨリ生ズルト或關係ヨリ生ズルトヲ問ハザルナリ
- (二) 自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ他人ニ損害ヲ加フルノ目的ニ出デタルコト
- (三) 其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シタルコト
- (四) 因テ他人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルコト

之ナリ

如何ナル行爲ガ任務ニ背キタルヤハ事實ノ問題ニシテ裁判官ノ認定ニ因ルベキモノナルモ其當時ノ事狀前後ノ狀況其者ノ意思等モ度外視スベカラズ

第二百四十八條

未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意

本條ハ未成年者又ハ心神耗弱者ニ對シテ犯ス犯罪ナリ、未成年者ト雖モ意思能力ナキ小兒ニ對シテ爲ス時ハ詐欺ニアラズシテ竊盜若クハ強盜罪ノ成立シ得ベキモノナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シタルコト
- (二) 其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタルコト

之ナリ

心神耗弱ニ付キテハ前既ニ述べタル處ナリ

財産上ノ利益トハ總テ金錢ニ換價シ得ベキ利益ヲ云フ

不法ノ利益トハ此利益ニ對シ法律上請求權ナキ總テノ場合ヲ云フ

財物ハ動産不動産ヲ問ハザルナリ

第二百四十九條

人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ恐喝取財ノ罪ニ關スル規定ナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 人ヲ恐喝シタルコト

(二) 財物ヲ交付セシメタルカ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタルコト

恐喝ハ脅迫ノ一種ナリ人ヲシテ害ヲ恐怖セシムル行爲ナリ脅迫ト區別スベキハ單ニ程度ノ差タルニ過ギズ

暴行ハ腕力ヲ含ム脅迫ハ之ニ匹敵スベキ程度ニ於テ反抗力ヲ抑制スベキモノタリ恐喝ハ精神上ノ反抗ヲ制限スルニ止マルモノナリ故ニ其程度低シ

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(本條ハ別ニ説明ノ要ナシ)

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條第二百四十四條

及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

本條ノ大意 本條ハ第二百四十二條ノ自己ノ所有物ニ犯罪成立シ得ル

コトノ準用ニシテ本條ニヨリ自己ノ所有物ニ詐欺又ハ恐喝ノ罪ハ成立ス第二百四十四條準用ノ結果親族間ノ詐欺及ビ恐喝ノ罪ハ刑ヲ免除セラレ及ビ告訴ヲ待テ處罰セラル第二百四十五條準用ノ結果電氣ハ詐欺又ハ恐喝取財罪ニ付テハ財物ト看做ナル

第三十八章 横領ノ罪

本章ハ横領罪ノ規定ヲ爲セリ

横領トハ不法ニ有体物ニ付キ所有權ニ類似スル支配ヲ爲ス行爲ヲ云フ

廣ク横領ト稱スル時ハ横領者ノ所持セザル物ニ付キテモ想像スルヲ得ベク又動産不動産ヲ問ハズ刑法ノ規定スル所ハ自己又ハ他人ノ所有物ニ對スル

モノニシテ(一)自己ガ其物ヲ占有所持スル場合ト(二)他人ノ占有ヲ讓レ全ク所持ナキ場合トノニアリ

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

本條ノ大意 本條ハ他人ノ所有物ヲ自己ガ占有スル場合及ビ自己ノ所

有物ヲ公務所ガ保管ヲ命シタル場合ノ横領罪ニ關スル規定ナリ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

- 第一項ハ
- (一) 他人ノ所有物ナルコト
- (二) 自己ガ占有セルコト
- (三) 横領シタルコト(消極行爲アリ得)

之ナリ  
第二項ハ

- (一) 自己ノ物タルコト
- (二) 公務所ヨリ保管ヲ命セラレタルモノナルコト
- (三) 横領シタルコト

占有ハ一般ニ物ニ關スル現實ノ支配ナリ喚言スレバ有体物ヲ事實上吾人ノ實力ニ服從セシムルノ謂ナリ有体物上ニ有形的行爲ヲ施スヲ得ル事實上ノ状態ナリ

人ガ物ヲ所持スルハ占有ナリ其物ガ借用物ナルト竊取シタル物ナルト強奪シタル物ナルトヲ問ハス所持即チ占有ナリ  
占有ト占有權トハ異ナル混同スベカラズ

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上以下ノ懲役ニ處ス

**本條ノ大意** 本條前條ト異ナル所ハ其業務上占有スルニアルガ故ニ刑ヲ重クセラレタルノミ前條ヲ參照セバ明瞭ナルベキモ本條ノ例ハ例ヘバ運送業者ガ他人ヨリ荷物ノ運送ヲ依託セラレ自己ノ占有中其占有物ヲ横領スルガ如キ之ナリ之レ竊盜罪ノ如キ觀アルモ竊盜罪ハ他人ノ所有ニシテ且ツ他人ノ所持セル物ニ對シテ成立スル罪ニシテ自己ノ所持セル物ニ自己ノ爲ス行爲ハ竊盜ニアラズ

**第二百五十四條** 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

**本條ノ大意** 本條ハ遺失物漂流物ニ關スル規定ナリ前條説明セル所ハ自己ノ所持セル物ニ對スルモ本條ハ占有ナキ物ヲ不法ニ占有スルニアルモ其物ノ所有者ガ必ズ何處ニカ存在スル場合ナルコトヲ要件トシ所有者ナキ物即チ拋棄物無主物等ニハ此罪成立セス

遺失物トハ占有者ガ占有ヲ拋棄スルノ意思ナクシテ偶然ニ占有ヲ失ヒタル動産ヲ云フモノナリ

漂流物ハ遺失物ノ一種ナリ唯ダ其場所ガ水上ナルガ故ニ名稱ヲ異ニスルノミ條文他人ノ占有ヲ離レトハ占有者ガ占有ヲ拋棄スルノ意思ナクシテ離レタルノ意ニシテ占有者ノ意思ヲ以テ拋棄セル物ハ含まレズ

**第二百五十五條** 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

**本條ノ大意** 本章ニ第二百四十四條ヲ準用セル結果親族間ノ横領ハ犯罪トナラザルコトアリ又告訴ヲ待テ其罪ヲ論スベキモノナルコトアリ詳細ハ當該條項ノ説明ヲ參照セラルベシ

**第三十九章 贓物ニ關スル罪**

本章規定スル贓物ニ關スル罪トハ犯罪ニ依テ收得セラレタル物件タルノ情ヲ知り之ヲ收受運搬等ヲ爲スヲ處罰スルニアリ

**第二百五十六條** 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役  
及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ大意 贓物ニ關スル罪ノ規定ナリ

本條ノ犯罪成立要件ハ

(一) 贓物ニ付テ爲スコト

(二) 收受、運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタルコト  
之ナリ

本條ハ犯罪ニ依テ取得セル不法ノ財産ヲ安固ナル狀況ニ置キ前ノ犯罪ニ於ケル被害者ヲシテ被害物件ニ關スル返還請求權ノ行使ヲ安全ナラシメントスルニアリ

(註解)

第一 贓物 トハ犯罪行爲ニ因テ占有ヲ取得シ又ハ保持シタル有体物ヲ云フ  
モノナリ、占有ヲ取得スルトハ竊盜強盜詐欺等ニヨリ財物ヲ取得スルノ意ニ

シテ占有ヲ保持スルトハ遺失物ヲ藏匿スルガ如キ之ナリ  
犯罪ニ由來スルモ民法上所有權移轉スル物ハ贓物ニアラズ賄賂ノ如キ之ナリ

第二 收受 トハ汎ク贓物ノ占有ヲ得ルヲ云フ、交換贈與其他手段ヲ問ハザルナリ

第三 運搬 トハ贓物タルヲ知り他人ガ其物ノ占有ヲ移スヲ云フ、發見ノ困難ヲ來サシムル手段ノ一ナリ

第四 寄藏 トハ贓物ノ寄託ヲ受ケ權利者ニ對シ發見ヲ困難又ハ不能ナラシムルヲ云フ

第五 故賣 トハ贓物タルヲ知り有價名義ニテ讓受クル行爲ナリ

第六 牙保 トハ贓物所持者ト謀リ利益ヲ得ル爲メ他人ニ贓物ヲ引渡シ又ハ其媒介ヲ爲ス一切ノ行爲ナリ

第二百五十七條 直系血族配偶者同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除

ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用弁ス

本本ノ大意 本條ハ親族ニ於ケル前條ノ犯罪ハ處罰セザルモ其共犯者

ハ處罰スルモノナルコトヲ示セリ

犯罪ハ行爲ナルガ故其行爲自身ハ犯罪タルヲ失ハス唯ダ親族間一定ノ場合ニ

刑ヲ科セザルノミ

### 第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪

本章ハ文書器物ノ毀棄損壞信書ノ隱匿等ヲ處罰スル規定ニシテ所有權侵害ノ一ナリ

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ

三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條ノ大意 公務所ノ文書ヲ毀棄シタル罪ナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

(一) 公務所ノ用ニ供スル文書タルコト

(二) 毀棄シタルコト

之ナリ

### (註解)

第一 公務所ノ用ニ供スル 公務所ハ總則ニヨリテ知ルヲ得ベク用ニ供スル

トハ用ニ供スベキ地位ニアルモノヲ云フモノニシテ現ニ用ニ供セラル、モノノミヲ云フニアラズ又複製ノ何人ナルヲ問ハズ

第二 文書 トハ言語又ハ之ニ代ルベキ文字又ハ符號ヲ以テ或物品ノ上ニ附

着セシメタル思想ノ説明ナルコト前ニ述べタル所ナリ

第三 毀棄 トハ直接ニ物ノ實質ヲ害セズシテ其物ノ一定ノ使用ヲ害スルヲ

云フモノニシテ塗沫スルガ如キモ可ナルモノナリ

第二百五十九條 權利義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル

者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

**本條ノ大意** 本條ハ權利義務ニ關スル私文書ノ毀棄罪ナリ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 權利義務ニ關スル文書ナルコト
- (二) 他人ノ文書ナルコト
- (三) 毀棄シタルコト

權利義務ニ關スル文書トハ權利義務ノ發生變更消滅ノ原因タル事實ヲ證明スル爲ニ作製セラレ且ツ此目的ニ適用スル私文書ニシテ受取證書送狀商品切手ノ如キ總テ之ニ屬ス

**第二百六十條** 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

**本條ノ大意** 本條ハ建造物艦船ノ損壞ヲ處罰スル規定ナリ

本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 建造物又ハ艦船ニ付テナスコト
- (二) 他人ノ所有セル物タルコト
- (三) 損壞シタルコト

之ナリ

本條ノ後半ハ結果犯ナリ此結果ヲ生ジタル場合ニ傷害ノ罪ト比較シ重キ刑ヲ適用セラル

**(註解)**

**第一 建造物** トハ風雨ヲ凌クベキ設計ヲ施シ地上ニ固定セル工作物ヲ云フ其出入口ノ如キハ有無ヲ問ハス

**第二 損壞** トハ物ノ實質ヲ害スルニ依リ其物ノ一定ノ用法ノ全部又ハ一部ヲ不能ナラシムルヲ云フ

**第三 艦船** トハ船舶ノ義ナリ水上航行ノ用ニ供スル建設物ナリ

**第二百六十一條** 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷

害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ  
科料ニ處ス

本條ノ大意 本條ハ前三條記載外ノ物ヲ損壞又ハ傷害スル罪ナリ  
本條ノ犯罪構成要件ハ

- (一) 前三條記載以外ノ物ニ爲スコト
- (二) 損壞又ハ傷害シタルコト
- (三) 他人ノ物ニ爲スコト  
之ナリ

本條ハ前三條記載以外ノ物ニ爲ス犯罪ナレバ其物が動物ナルト植物ナルト礦  
物ナルト又建設物ナルト書類ナルトヲ問ハザル廣汎ノ物タリ牛馬ヲ殺シ權利  
義務ニ關セザル文書ヲ毀棄スル戸壁ヲ損壞スル等皆可ナルモノト知ルベシ  
傷害トハ動物ニ對スル語ニシテ殺害ヲモ含ムベキカ

第一百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又

ハ賃貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三ノ條例  
ニ因ル

本條ノ大意 本條ハ自己ノ所有物損壞又ハ傷害ニ付テ犯罪成立シ得ル  
ル場合ノ規定ナリ

本條ノ犯罪成立條件ハ

- (一) 自己ノ物タルコト
- (二) 差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シタルモノナルコト
- (三) 之ヲ損壞又ハ傷害シタルコト  
之ナリ

物權ヲ負擔スルトハ自己ノ債權ノ爲ナルト他人ノ債權ノ爲ニセルトヲ問ハス  
質權抵當權等ヲ設定セルガ如キヲ云フ

本條ノ處分ハ其物ノ種類ニヨリ或ハ第六十條ヲ適用スルコトアルベク或  
ハ第二百六十一條或ハ第二百六十二條ヲ適用スルコトアルモノトス



第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス。

本條ノ大意 本條ハ信書ヲ隱匿スル罪ナリ之ヲ毀棄セル時ハ第二百六十二條ニ從テ處斷スベキモノナリ

信書トハ或一定人ガ他ノ一定人ニ對シ其意思ヲ通告スル爲メ送達スル文書ノ一種ナリ其封シタルト否トヲ問ハズ

隱匿トハ信書ノ發見ヲ妨グル不法ナル總テノ行爲ヲ云フ積極行爲ニヨル場合ノミニアリ得ルモノト信ズ

本條ノ犯罪ハ繼續犯ナリ時間ノ關係ニ於テ永續的ノ性質ヲ有ス

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

(本條ハ事理明白別ニ説明ノ見ヲ見ズ)

改正刑法釋義終

改正刑法釋義終

明治四十年五月印刷

明治四十年五月發行

著作者

竹村利三郎

發行者

岩崎鐵次郎

印刷者

木村榮吉

印刷所

英文社



著作權所有

發兌元

東京市神田區鍋町廿一番地  
電話本局三〇六七番  
振替貯金口座番號四五二七

大學館

(改正刑法釋義)

【正價 金五拾錢】\*

大審院判事 法學士馬場憲治先生校閲  
法學院大學 卒業 岩崎勝三郎先生著  
日本大學

(再版)

# 土地建物に関する法律顧問

價卅五錢  
郵稅四錢

- 第一編 土地建物の所有者及び共有者
  - 第二編 土地建物の買賣買戻
  - 第三編 土地建物の所有權の得喪
  - 第四編 土地建物の公用處分
  - 第五編 抵當となし若くは取りたる場合
  - 第六編 土地建物の質貸貸
  - 第七編 土地建物の質入
  - 第八編 永小作人と借地人
  - 第九編 地役權を設定したる場合
  - 第十編 土地建物の上に於ける先取特權
  - 第十一編 建物及び工作物を注交せし場合
  - 第十二編 建物及び執行手續
  - 第十三編 訴訟及執行手續
  - 第十四編 土地建物所有者の犯罪
  - 第十五編 土地建物に關する犯罪
  - 第十六編 登記申請及び諸契約書式
  - 第十七編 土地建物及び船舶上の諸稅
  - 附錄 船舶上に於ける權利義務
- 各編共に十數の要項に分ち親切可憐なる説明解釋を施し民法刑法商法刑事訴訟法非常特別稅登録稅法印紙稅法の摘要を掲げて參考に供す。土地建物買賣に同じ權利を主張し契約を有効にし諸種の詐欺手段に損害せられず遺憾なく目的を果し得んとするには本書は實に其の好願問なり。

法學院大學卒業後藤本馬先生著

# 訴訟并執行書式手續全書

價四十錢  
郵稅六錢

本書は訴訟并強制執行、人事訴訟、不動産登記申請等の書式及び手續に同じ、一切を網羅し盡し、精細に説明す、附録として、民事訴訟用印紙法摘要、民事訴訟應用法摘要、執達吏手数料規則摘要、供託書式等を掲げたり、權利財産を重じ自個の安全を計るには、本書實に座右必携の書たるを期す。

中央大學日本大學卒業 岩崎勝三郎先生著

日用事件 **法律大博士** 價二十錢 郵稅四錢

民法、民事訴訟手續、刑法、商法、税法、兵役の七編に分ち各項數十題總て三百四十五問題を掲げて一々平易明解なる解答を附したる重寶便利無比の書

東京行政學會編

現行 **願届書式手續** 價二十錢 郵稅四錢

戸籍、人事及非訟事件、兵事、土地、國稅、鑛業、出版、特許雜門に分ち一門數十章總て數百種に就て書式手續を説明せる珍書

法學士秋山愛造先生著 東京行政學會編

現行 **登記申請書式手續** 價二十錢 郵稅四錢

土地登記、建物登記、商業登記、船舶登記、會社登記、法人登記、夫婦財產契約登記の七門に分ち各門數章に分ち登記に關する書式手續を列擧す

大審院判事 法學士 馬場 恩治先生著

中央大學日本大學卒業 岩崎勝三郎先生著

手續書式 **相續者の顧問** 價四十錢 郵稅六錢

木書は相續に關する各方面の關係及び判例を掲げ學理と實際とを引證詳説して實用の便を計れり、殊に今回發布せられたる相續税法の施行と共に相續手續の上には幾多の相續人は豫め是等の法律手續を明に家族の關係あり、本書は實に之を解説精述し相續上の一切の顧問者たるを期せり、凡て五編十五章に分ち數多の項目に分ちて説明す

改 **正 刑 法** 價十錢 郵稅四錢

附錄 現行 刑法

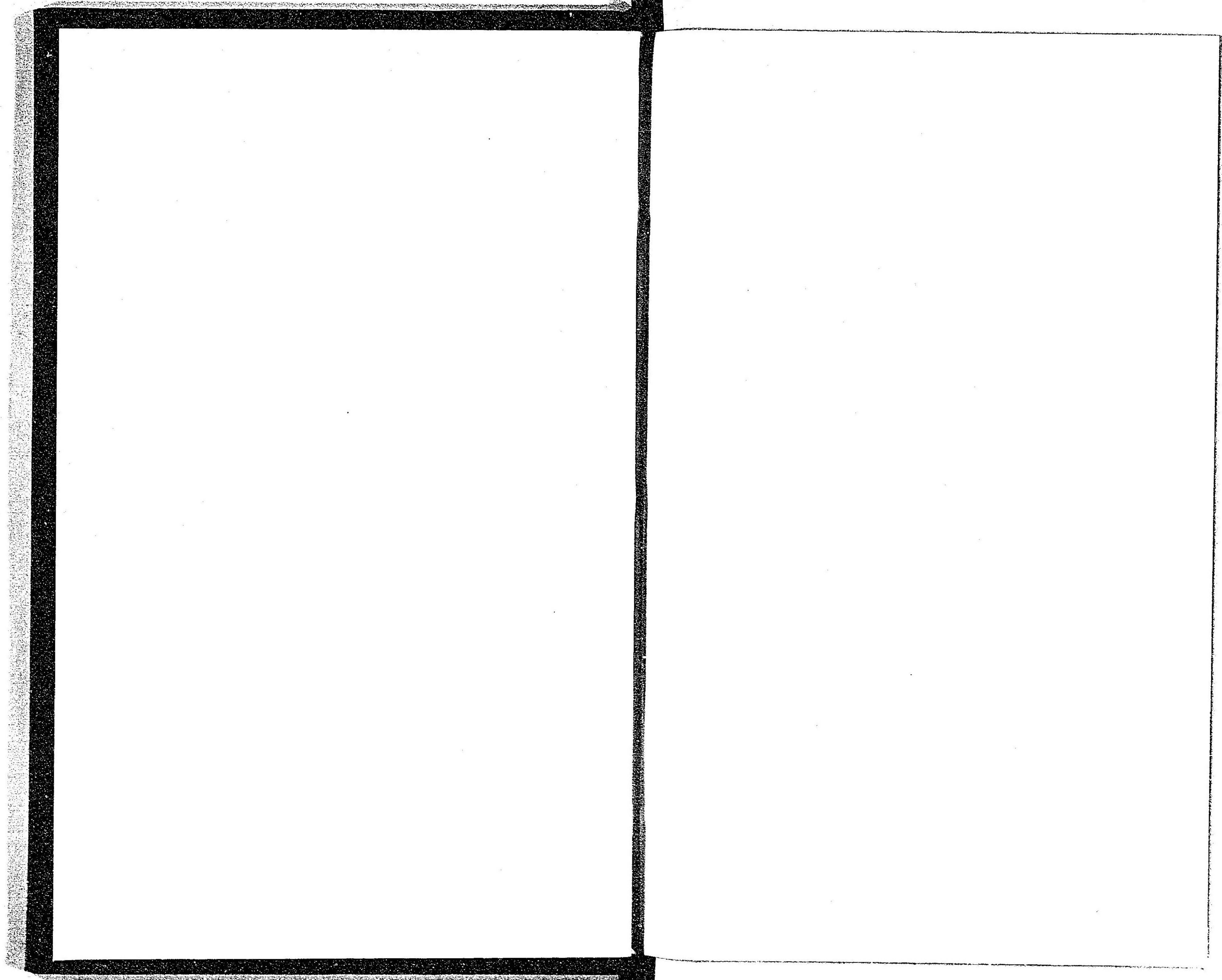
中央大學日本大學卒業 岩崎勝三郎先生著

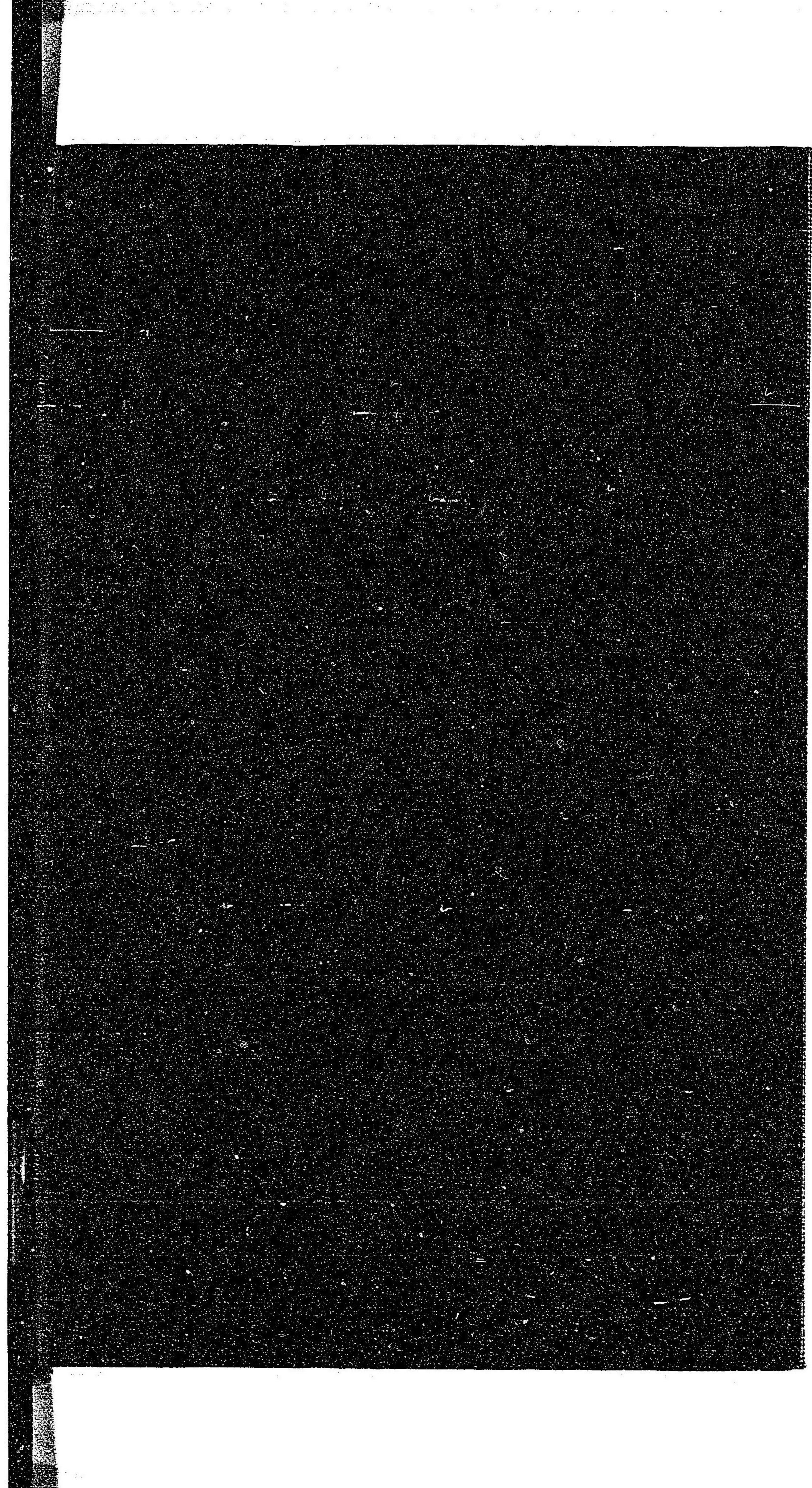
增稅 **納稅者の顧問** 價三十錢 郵稅四錢

附 通常稅對照及諸新法令

1946

18





90

228

035509-000-2

90-228

改正刑法釈義

竹村 利三郎/著

M40

BBP-0049



